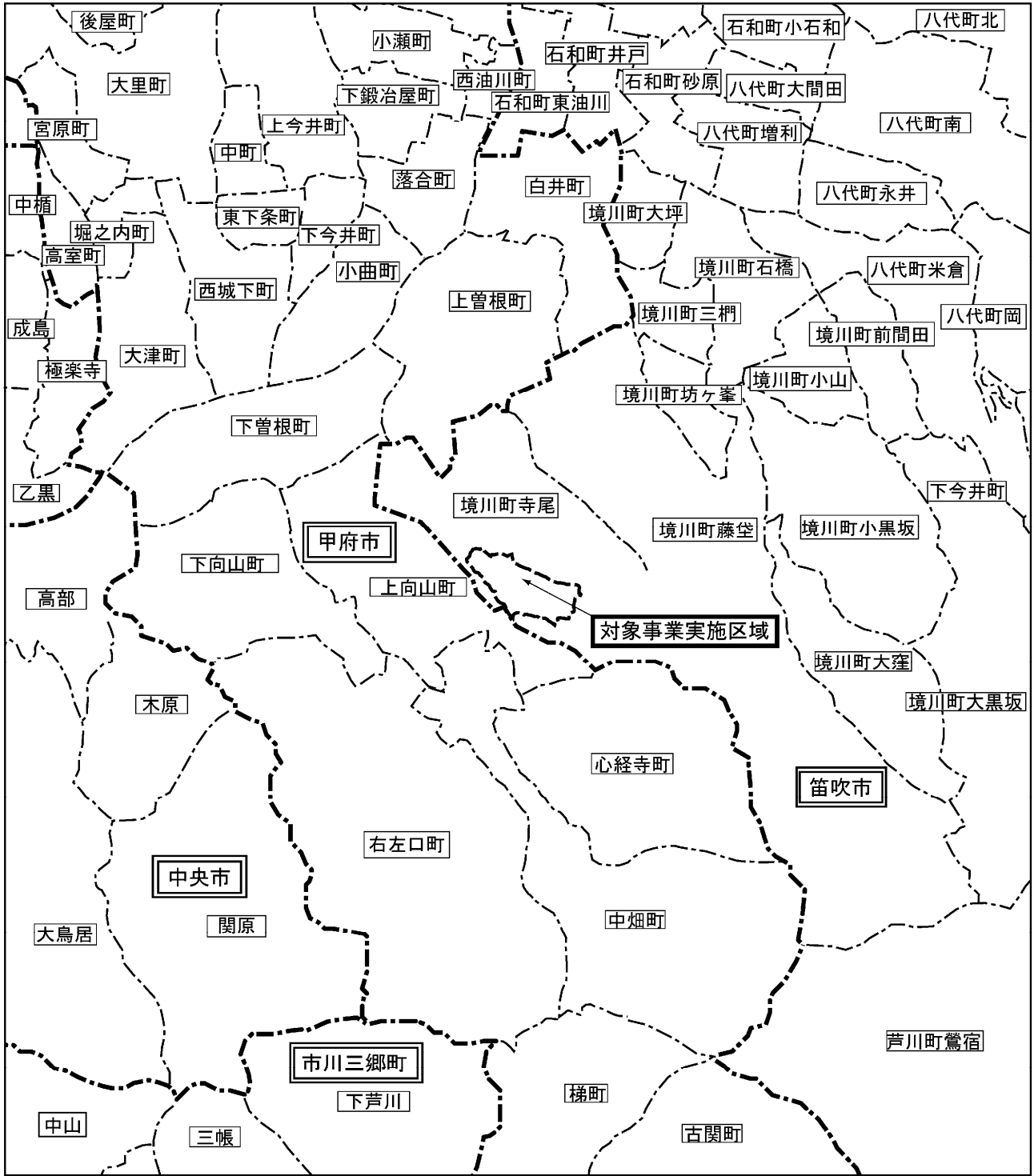


3.2.2 社会的状況

1) 行政区画

対象事業実施区域は、図 3-2-22 に示すとおり笛吹市の北西側の境川町寺尾地区に位置し、甲府市との市境に近く、周辺は主に甲府盆地の南東部から山地へと向かう途中の丘陵部（曾根丘陵）となっている。また、笛吹市は、平成 16 年 10 月 12 日に旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川町が合併し誕生し、平成 18 年 8 月 1 日には旧芦川村とも合併している。



資料) 都市地図 山梨県, 昭文社2006年
 ゼンリン住宅地図 山梨県笛吹市 2005年1月, 株式会社ゼンリン

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界(市町村界)
	字界

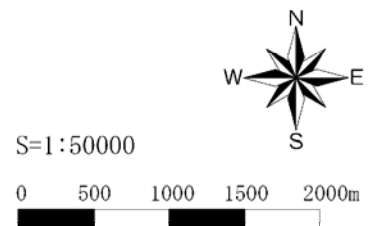


図3-2-22 対象事業実施区域周辺地域の字界図

2) 人 口

(1) 人口及び世帯数

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の人口及び世帯数の推移（平成 12 年度、平成 17 年度及び平成 22 年度国勢調査結果）を表 3-2-45、図 3-2-23 に示す。

甲府市では、世帯数は増加傾向にあるが、人口は微減傾向にある。

笛吹市では、世帯数は増加傾向にあるが、人口はほぼ横ばいである。

山梨市では、世帯数は近年ほぼ横ばいであるが、人口は微減傾向にある。

甲州市では、世帯数はほぼ横ばいであるが、人口は微減傾向にある。

表 3-2-45 人口及び世帯数

地域	項目	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
甲府市	人口総数	202,073	200,097	198,838
	世帯数総数	80,701	82,561	85,211
笛吹市	人口総数	71,025	71,711	70,519
	世帯数総数	23,520	25,029	25,445
山梨市	人口総数	39,797	38,686	36,796
	世帯数総数	12,846	13,094	13,035
甲州市	人口総数	36,925	35,922	33,947
	世帯数総数	11,547	11,666	11,583

注 1) 統計値は、各年度の 10 月 1 日現在の値。

資料 1) 甲府市：甲府市新総合計画 平成 17 年度

資料 2) 山梨県ホームページ：「やまなしの統計」（平成 12 年度、平成 17 年度、平成 22 年度 国勢調査結果）

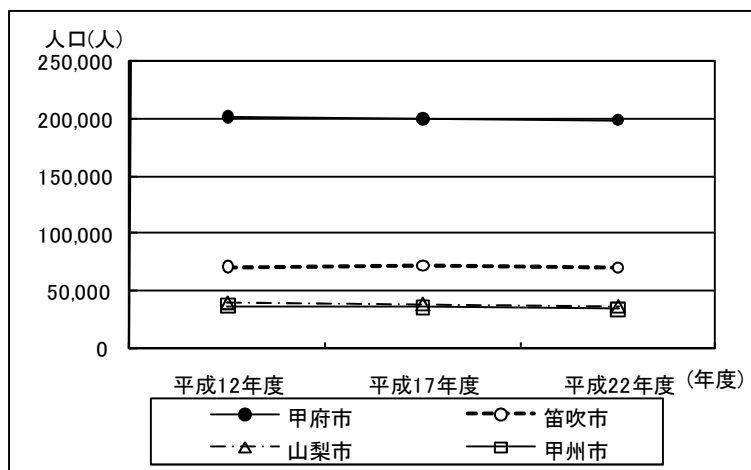


図 3-2-23 人口の推移

(2) 人口密度

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の平成 22 年における人口密度を表 3-2-46 に示す。

4 市の中では、甲府市の人口密度が最も高く、次いで笛吹市、甲州市、山梨市の順であり、山梨市及び甲州市はほぼ等しい値である。

表 3-2-46 人口密度

地 域	面積(k m ²)	人口(人)	人口密度(人/k m ²)
甲府市	212.41	198,838	936
笛吹市	201.92	70,519	349
山梨市	289.87	36,796	127
甲州市	264.01	33,947	129

資料 1) 山梨県ホームページ：「やまなしの統計」(平成 22 年度 国勢調査結果)

資料 2) 国土地理院ホームページ：「全国都道府県市区町村別面積調査」(平成 22 年度 10 月 1 日時点の値)

(3) 人口動態

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の人口動態を表 3-2-47 に示す。

甲府市では、平成 20 年に約 800 人減少し、平成 19 年、平成 21 年もわずかに減少している。

笛吹市では、平成 19 年、平成 20 年、平成 21 年とも人口は減少しているが、年々収束する傾向にあり、社会動態では、平成 21 年は増加している。

山梨市では、平成 19 年から平成 21 年に約 200~300 人ずつ人口が減少しており、自然動態及び社会動態の双方で人口が減少している。

甲州市では、平成 19 年から平成 21 年に約 300~400 人ずつ人口が減少しており、自然動態及び社会動態の双方で人口が減少している。

表 3-2-47 人口動態

単位：人

地 域	年 次	人口	自然動態			社会動態			人口増加数
			出生	死亡	自然増加	転入	転出	社会増加	
甲府市	平成 19 年	199,324	1,740	1,778	-38	9,839	10,001	-162	-200
	平成 20 年	198,559	1,715	1,891	-176	8,931	9,520	-586	-762
	平成 21 年	198,432	1,608	1,909	-301	9,439	9,265	174	-127
笛吹市	平成 19 年	71,165	650	679	-29	2,543	2,838	-295	-324
	平成 20 年	71,026	626	690	-64	2,623	2,698	-75	-139
	平成 21 年	71,022	606	678	-72	2,656	2,588	68	-4
山梨市	平成 19 年	38,273	281	418	-137	1,104	1,180	-76	-213
	平成 20 年	37,915	251	471	-220	1,091	1,229	-138	-358
	平成 21 年	37,627	276	451	-175	1,048	1,161	-113	-288
甲州市	平成 19 年	35,109	229	453	-224	920	1,107	-187	-411
	平成 20 年	34,797	251	438	-187	908	1,033	-125	-312
	平成 21 年	34,408	211	421	-210	833	1,012	-179	-389

注 1) 各年ともに、10 月 1 日現在の集計値。

資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」(山梨県 常住人口調査結果報告 平成 19 年~平成 21 年)

3) 産 業

(1) 産業人口

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の平成 17 年における産業別就業者数を表 3-2-48 に示す。

甲府市では卸売・小売業の就業者が最も多く、次いで製造業の順となっている。笛吹市、山梨市及び甲州市では農業が最も多く、次いで卸売・小売業の順となっている。

表 3-2-48 産業別就業者数

単位：(人)

業 種	甲府市	笛吹市	山梨市	甲州市
総数	91,232	38,342	20,159	19,135
農業	2,118	7,262	4,014	4,727
林業	51	31	53	63
漁業	6	12	6	0
鉱業	14	5	8	12
建設業	7,406	3,328	1,742	1,782
製造業	15,704	5,318	2,835	2,602
電気・ガス・熱供給・水道業	568	165	107	97
情報通信業	2,216	547	256	265
運輸業	2,825	1,339	672	569
卸売・小売業	18,243	5,834	3,048	2,634
金融・保険業	2,855	615	397	357
不動産業	1,404	274	89	91
飲食店、宿泊業	5,995	2,566	831	809
医療、福祉	8,235	3,328	1,944	1,533
教育、学習支援業	5,125	1,315	937	758
複合サービス事業	599	501	378	349
サービス業(他に分類されないもの)	13,018	4,109	2,013	1,736
公務(他に分類されないもの)	3,790	1,180	780	692
分類不能の産業	1060	613	49	59

注 1) 平成 17 年 10 月 1 日現在の集計値。

資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」（平成 17 年 国勢調査報告）

(2) 産業構造

① 商業

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の平成16年及び平成19年の商店数、従業者数、年間商品販売額を表3-2-49に、商店数、従業者数、年間商品販売額の推移を図3-2-24に示す。

4市を比較すると、商店数、従業者数、年間商品販売額ともに甲府市が最も多く、次いで笛吹市、山梨市、甲州市の順となっている。

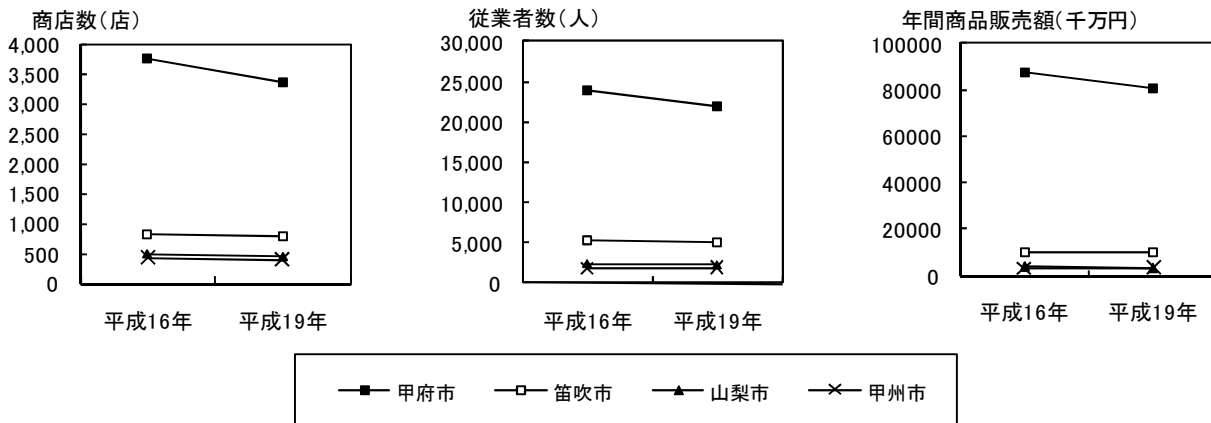
平成16年から平成19年にかけての変化をみると、商店数は4市とも減少しているが、従業者数及び年間商品販売額は、甲州市で増加し、その他3市では減少している。

表3-2-49 商店数・従業者数・年間商品販売額

地域	年次	商店数(店)	従業者数(人)	年間商品販売額(万円)
甲府市	平成16年	3,747	23,861	87,124,126
	平成19年	3,339	22,023	80,918,954
笛吹市	平成16年	806	5,243	10,049,165
	平成19年	773	5,179	9,864,463
山梨市	平成16年	486	2,451	4,012,971
	平成19年	435	2,259	3,473,193
甲州市	平成16年	428	1,885	3,206,937
	平成19年	400	1,930	3,276,205

注1) 商店数、従業者数は各年とも6月1日現在における値。年間商品販売額は、平成15年4月1日～平成16年3月31日及び平成18年4月1日～平成19年3月31日の値。

資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」(商業統計調査結果報告～山梨の商業～平成16年、平成19年)



資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」(商業統計調査結果報告～山梨の商業～平成16年、平成19年)

図3-2-24 商店数・従業者数・年間商品販売額の推移

② 工業

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の事業所数、従業者数、年間製造品出荷額等を表 3-2-50 に、事業所数、従業者数、年間製造品出荷額等の推移を図 3-2-25 に示す。

4市を比較すると、事業所数、従業者数、年間製造品出荷額等ともに甲府市が最も多く、次いで笛吹市、甲州市、山梨市の順となっている。

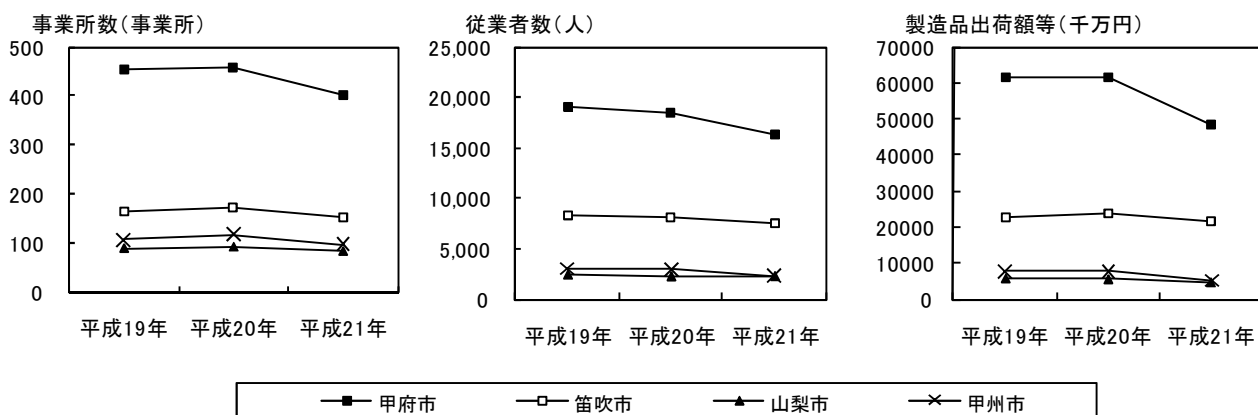
平成19年から平成21年にかけての変化をみると、事業所数は4市とも増減を繰り返しているが、従業者数は、山梨市を除き年々減少している。年間製造品出荷額等は、4市とも平成19年から平成20年の変化に比べ、平成20年から平成21年は大きく減少している。

表 3-2-50 事業所数・従業者数・製造品出荷額

地域	年次	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
甲府市	平成19年	452	19,134	61,743,103
	平成20年	459	18,469	61,347,624
	平成21年	401	16,319	48,460,097
笛吹市	平成19年	162	8,268	22,422,597
	平成20年	170	8,046	23,614,106
	平成21年	153	7,593	21,440,764
山梨市	平成19年	87	2,440	5,719,786
	平成20年	90	2,278	5,479,121
	平成21年	81	2,307	4,629,174
甲州市	平成19年	106	3,017	7,683,149
	平成20年	117	2,982	7,679,199
	平成21年	97	2,334	5,141,325

注1) 各年とも12月31日現在における値

資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」(山梨県 工業統計調査結果報告 平成19年～平成21年)



資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」(山梨県 工業統計調査結果報告 平成19年～平成21年)

図 3-2-25 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

③ 農業・林業

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市における平成 21 年の農業就業人口、農家数、経営耕地面積、作付面積（作付け面積のみ平成 17 年のデータ）を表 3-2-51 に示す。

4 市の農業就業人口、農家数、経営耕地面積の値は笛吹市が最も大きく、次いで甲州市、山梨市、甲府市の順になっている。4 市ともに、専業農家よりも兼業農家の数が多い。

甲府市では、ぶどう、稲、野菜類の作付面積が大きく、笛吹市、山梨市及び甲州市はぶどう、ものの作付面積が大きい。

また、平成 21 年度における甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市における森林面積は表 3-2-52 に示すとおりであり、4 市では山梨市の森林面積が最も大きく、次いで、甲州市、甲府市、笛吹市の順となっている。なお、甲府市、笛吹市では、民有林面積が多く、山梨市、甲州市では国有林面積と民有林面積がそれぞれ約半分の割合となっている。

表 3-2-51 農業就業人口・農家数・経営耕地面積・作付面積（販売農家）

項目	甲府市	笛吹市	山梨市	甲州市
農業就業人口(人)	2,300	7,214	3,619	4,489
農家数(戸)	1,291	3,790	1,998	2,426
専業農家	485	1,563	879	1,047
兼業農家	806	2,227	1,119	1,379
第1種	187	914	393	539
第2種	619	1,313	726	840
経営耕地面積(a)	93,100	283,900	137,800	166,900
田	28,800	4,100	1,400	1,200
畑	17,600	17,400	6,000	5,200
樹園地	46,700	262,400	130,400	160,500
作付面積(a)				
稲	16,872	—	124	186
麦類	36	—	—	—
雑穀	193	251	51	58
いも類	323	382	216	203
豆類	250	500	249	86
工芸農作物	X	222	56	—
野菜類	16,571	10,184	1,389	823
ぶどう	30,511	99,124	71,361	94,789
もも	7,564	139,128	49,234	44,928
すもも	4,794	11,133	3,100	12,686
うめ	742	3,450	991	923
かき	1,630	515	2,206	4,307
りんご	23	320	1,531	406

注1) 「兼業農家」とは、世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家。「第1種兼業農家」とは農業所得を主とする兼業農家。「第2種兼業農家」とは農業所得を従とする兼業農家をいう。

注2) Xは数字が秘匿されているもの。

資料) 山梨県：「2010年農林業センサス 農林業経営体調査結果報告」（平成22年2月1日現在）
ただし、作付け面積は「2005年農林業センサス 農業経営体調査結果報告」の値。

表 3-2-52 森林面積

市町村	森林面積 (ha)	国有林面積 (ha)	官行造林地林 面積 (ha)	県有林面積 (ha)	民有林面積 (ha)
甲府市	13,633	1,169	—	4,304	8,160
笛吹市	11,836	—	117	4,327	7,392
山梨市	23,684	72	23	12,598	10,991
甲州市	21,141	—	—	9,775	11,366

注1) 平成 21 年 3 月 31 日現在の値

注2) 官行造林地：公有林野等官行造林法（大正 9 年法律第 7 号）に基づき、国が公有地又は私有地に造林をした分収林であり、林野庁が管理を行っているものをいう。

資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」（平成 21 年度版 山梨県林業統計書）

④ 漁業

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の平成15年の漁業経営体数、従事者数を表3-2-53に示す。
いずれも、漁業経営体は少なく、全て養殖業となっている。

表3-2-53 漁業経営体数・従事者数（養殖業）

地名	漁業経営体数	従事者数(人)
甲府市	4	6
旧甲府市	4	6
旧中道町	—	—
旧上九一色村	—	—
笛吹市	7	28
旧石和町	6	25
旧御坂町	—	—
旧一宮町	—	—
旧八代町	—	—
旧境川村	—	—
旧春日居町	1	3
旧芦川村	—	—
山梨市	6	14
旧山梨市	2	5
旧牧丘町	3	7
旧三富村	1	2
甲州市	2	3
旧塩山市	2	3
旧勝沼町	—	—
旧大和村	—	—

注) 平成15年11月1日現在の値

資料) 関東農政局甲府統計・情報センター：2003年（第11次）漁業センサス結果報告, 平成17年3月

4) 土地利用

(1) 土地利用状況

平成 17 年（土地利用計画の基準年）及び平成 19 年（現況）における山梨県全体並びに甲府市、
 笛吹市、山梨市及び甲州市を含む国中地域の利用区別の土地利用状況を表 3-2-54 に示す。

国中地域では、平成 17 年から平成 19 年の間に、農用地が減少し、森林、宅地、道路の面積が増
 加している。

表 3-2-54 地目別民有地面積

単位：ha

項 目	山梨県全域		国中地域	
	基準年 (H17 年)	現況値 (H19 年)	基準年 (H17 年)	現況値 (H19 年)
農用地	25,911	25,511	23,108	22,905
農地	25,900	25,500	23,097	22,894
採草放牧地	11	11	11	11
森林	345,881	345,830	238,637	238,697
原野	1,971	1,971	2	2
水面・河川・水路	9,256	9,246	6,236	6,252
道路	10,889	10,955	8,277	8,453
宅地	17,605	17,870	13,695	13,855
住宅地	10,809	11,045	8,711	8,881
工業用地	1,177	1,291	976	991
事務所・店舗等	5,619	5,534	4,008	3,983
その他	35,024	35,154	25,461	25,252
合計	446,537		315,416	

注 1) 国中地域とは、山梨県内の次の全圏域を含む地域を指す。

甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、
 甲州市、中央市、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡

注 2) 表の数値は、平成 19 年 10 月 1 日現在の値

資料) 山梨県企画部：山梨の土地、平成 21 年 12 月

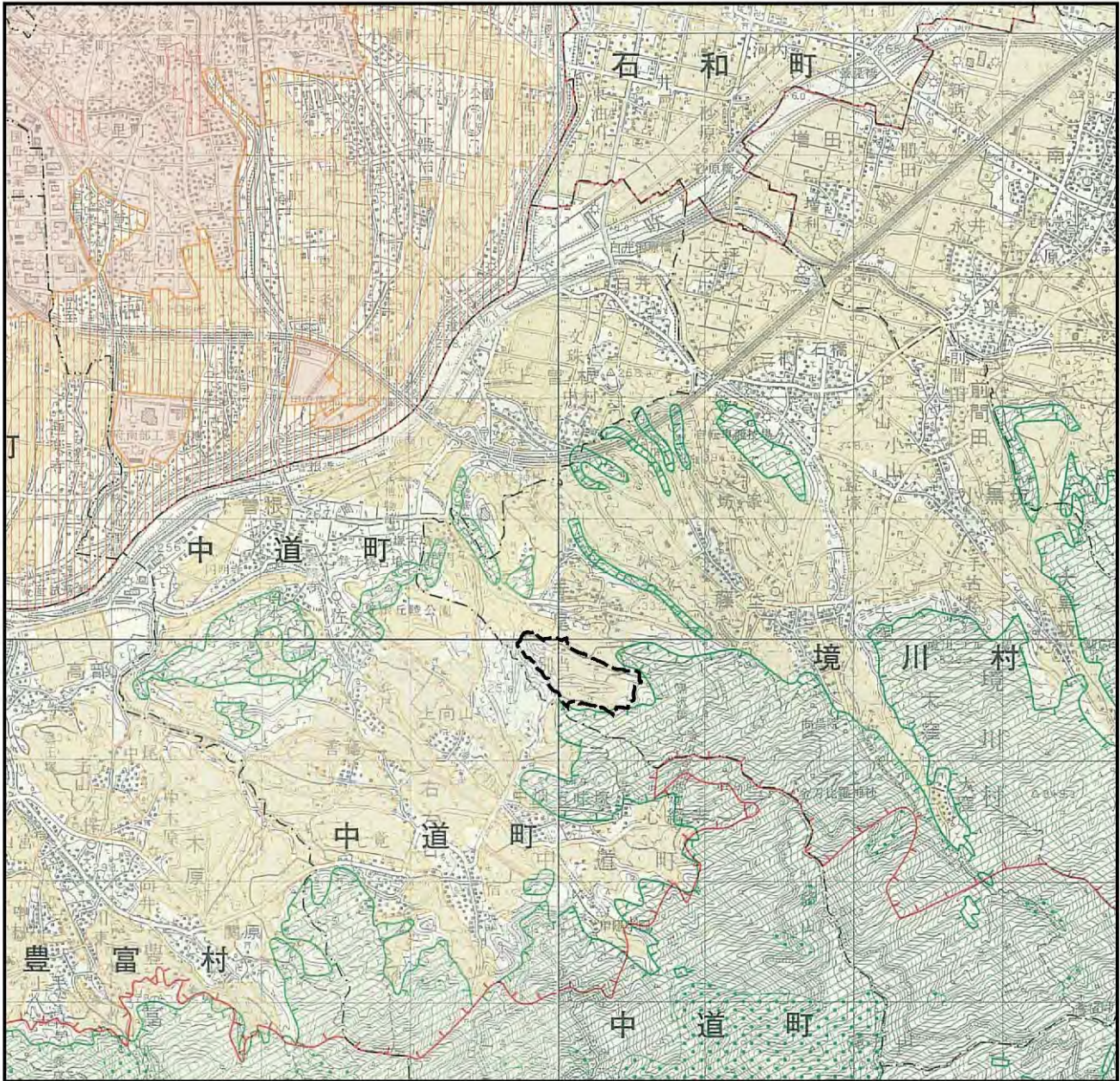
(2) 土地利用計画

対象事業実施区域周辺における土地利用基本計画を図 3-2-26 に示す。

対象事業実施区域は「都市計画法」に基づく都市計画区域となっているが、対象事業実施区域及
 びその周辺は用途地域の指定はない。

また、対象事業実施区域は一部を除いて、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振
 興地域となっており、農用地区域にも指定されている。

図 3-2-27 に示す「山梨県土地利用規制現況図」（山梨県、平成 7 年 3 月）によると、対象事業実
 施区域は「森林法」に基づく森林地域の境界付近に位置している。



出典) 山梨県：山梨県土地利用基本計画図, 平成13年3月

注1) 平成16年10月12日, 平成18年8月1日に旧石井和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧菅川村が合併し笛吹市となっている。

注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田高町、旧豊富村が合併し中央市となっている。

凡 例

五 地 域	参 考 表 示	記 号
都 市 地 域		
	市 街 化 区 域	
	市 街 化 調 整 区 域	
	そ の 他 都 市 計 画 区 域 に お け る 用 途 地 域	
農 業 地 域		
	農 用 地 区 域	
森 林 地 域		
	国 有 林	
	地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林	
	保 安 林	

五 地 域	参 考 表 示	記 号
自 然 公 園 地 域		
	特 別 地 域	
	特 別 保 護 地 区	
自 然 保 全 地 域		
	特 別 地 区	

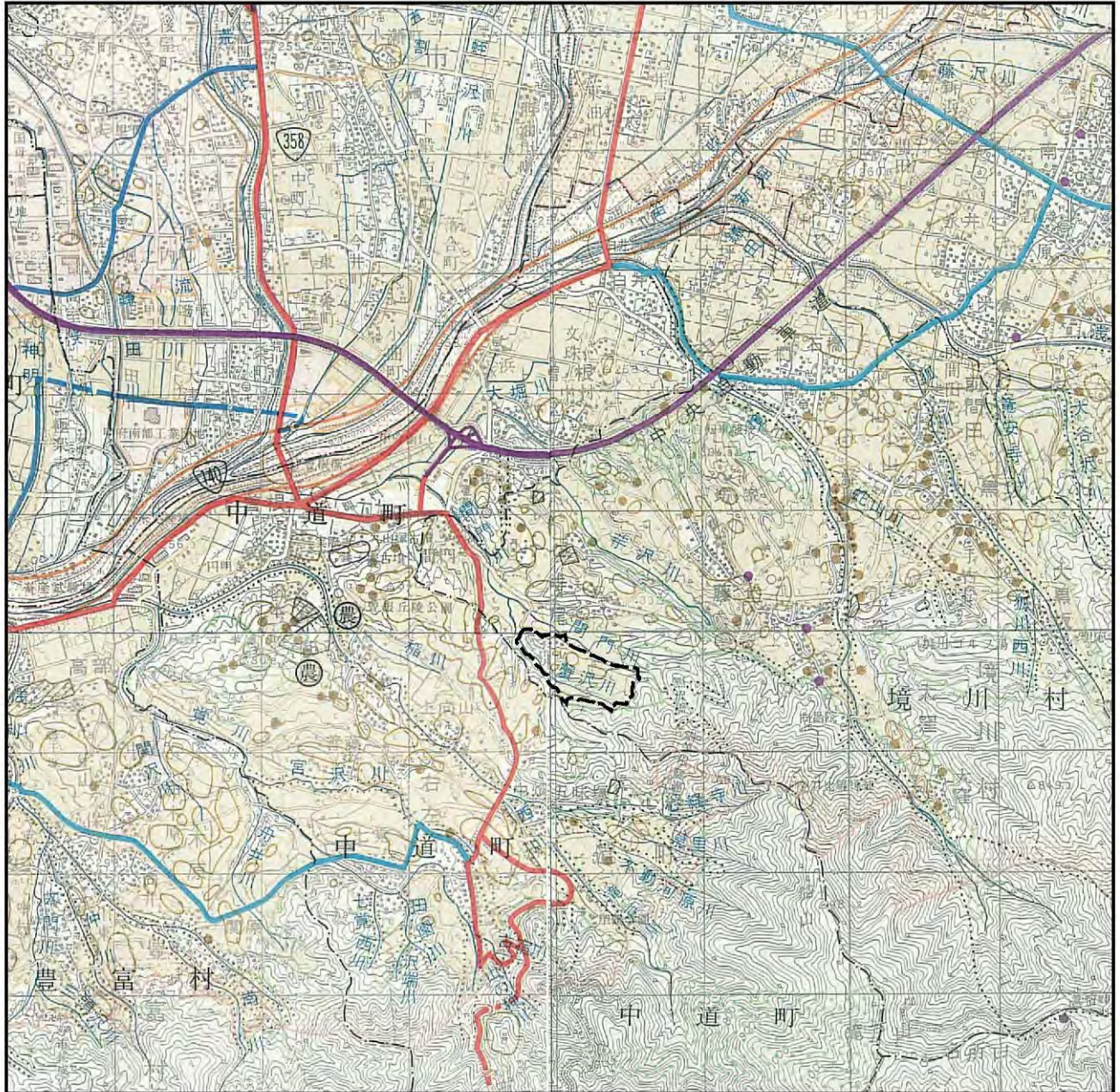
対象事業実施区域

S=1:50000

0 500 1000 1500 2000m



図3-2-26 土地利用基本計画図



出典) 山梨県：山梨県土地利用規制等現況図, 平成7年3月

注1) 平成16年10月12日, 平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。

注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。

凡 例

地域	都 市 地 域	農 業 地 域	森 林 地 域	自然公園地域	自然保全地域	特 別 地 域	風 致 地 域	鳥 獣 保 護 区	景 観 形 成 地 域	史 跡・名 勝・天 然 記 念 物	埋 藏 文 化 財 包 藏 地	伝 統 的 建 造 物 貯 存 地 区	河 川 区 域 (一 級 河 川)	河 川 及 び 河 川 保 全 区 域	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 地	地 すべり 防 止 区 域 (地 野 行 動 管 理 法 第 2 条 第 1 項 第 2 号 所 属 地 区)	砂 防 指 定 地	道 路	行 政 界 (市 町 村 界 界)								
個別規制法による規制区域等	都 市 計 画 区 域	市 街 化 調 整 区 域	農 業 振 興 地 域	農 用 地 区 域	国 有 林	地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林	保 安 林	自 然 公 園	特 別 保 護 地 域	特 別 保 護 地 区	自 然 環 境 保 全 地 域	特 別 地 域	知 事 の 指 定 受 入 区 域 (建 築 基 準 条 例)	風 致 地 域	鳥 獣 保 護 区	景 観 形 成 地 域	史 跡・名 勝・天 然 記 念 物	埋 藏 文 化 財 包 藏 地	伝 統 的 建 造 物 貯 存 地 区	河 川 区 域 (一 級 河 川)	河 川 及 び 河 川 保 全 区 域	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 地	地 すべり 防 止 区 域 (地 野 行 動 管 理 法 第 2 条 第 1 項 第 2 号 所 属 地 区)	砂 防 指 定 地	道 路	行 政 界 (市 町 村 界 界)	
記号および紋様																											

対象事業実施区域

S=1:50000

0 500 1000 1500 2000m

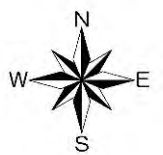


図3-2-27 土地利用規制等現況図

5) 環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況

(1) 幼稚園、保育所、学校

対象事業実施区域及びその周辺の幼稚園、保育所、学校の分布状況を、表 3-2-55、図 3-2-28(1)に示す。

対象事業実施区域に近い施設としては、西へ約 0.5km の位置に中道保育所、南西へ約 1km の位置に中道南小学校がある。それ以外の施設は、中央市の大鳥居地区に 2 ヶ所、甲府市の市街地及びその周辺に多数、笛吹市の境川町小黒坂地区から八代町にかけての地域に多数存在している。

表 3-2-55 対象事業実施区域周辺の幼稚園、保育所、学校

	分類	番号	名称	住所
甲府市	幼稚園	1	甲府みなみ幼稚園／大里園	甲府市大里町 4338
	保育所	1	中道保育所	甲府市下向山町 988-1
		2	甲南立正保育園	甲府市下今井町 707
		3	大鎌田保育園	甲府市大里町 4530
		4	かほる保育園	甲府市小瀬町 274-3
		5	二川保育園	甲府市大津町 1324
		6	新生保育園	甲府市上町 350
		7	大里保育園	甲府市大里町 2057-32
		8	なでしこ保育園	甲府市大里町 2262-1
		9	柏保育園	甲府市上曾根町 258-1
	学校	1	山城小学校	甲府市上今井町 474-2
		2	大里小学校	甲府市大里町 3785-2
		3	大國小学校	甲府市後屋町 150
		4	中道南小学校	甲府市下向山町 4366
		5	中道北小学校	甲府市上曾根町 3206-2
		6	城南中学校	甲府市大里町 2590-1
		7	上条中学校	甲府市古上条町 95
		8	笛南中学校	甲府市下曾根町 270
		9	甲府商科専門学校	山梨県甲府市西下条町 1020
10		甲府商業高等学校	甲府市上今井町 300	
11		甲府南高等学校	中小河原町 222	
12		駿台甲府小学校 駿台甲府中学校 駿台甲府高等学校	甲府市上今井町 884-1	
中央市	幼稚園	—	—	—
	保育所	10	豊富保育園	中央市大鳥居 3790
	学校	9	豊富小学校	中央市大鳥居 3800-1
笛吹市	幼稚園	—	—	—
	保育所	11	市立八代御所保育所	笛吹市八代町米倉 37
		12	博愛保育園	笛吹市八代町北 1762
		13	八代保育園	笛吹市八代町南 931
		14	境川保育園	笛吹市境川町小黒坂 1640-1
	学校	10	八代小学校	笛吹市八代町岡 780
		11	境川小学校	笛吹市境川町小黒坂 1941
12		浅川中学校	笛吹市八代町岡 1111	

注) 施設分類ごとの番号は、図 3-2-28(1)の図中の番号に対応する。

資料) 笛吹市ホームページ : <http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

甲府市ホームページ : <http://www.city.kofu.yamanashi.jp/>

中央市ホームページ : <http://www.city.chuo.yamanashi.jp/>

山梨県版 習いたいネット : <http://www.narитай.net/>

(2) 病院、福祉施設、文化施設

対象事業実施区域及びその周辺の病院、福祉施設、文化施設の分布状況を、表 3-2-56、図 3-2-28(2) に示す。

対象事業実施区域に近い施設としては、西へ約 1km の位置に健康の杜センター アネシス、西へ約 1.5km の位置に中道 YLO 会館、北西へ約 1.5km の位置に県立考古博物館、北東へ約 1.5km の位置に境川坊ヶ峯ふれあいセンターがある。それ以外の施設は、甲府市の上曾根地区に 1ヶ所、笛吹市の境川町三柵地区及び小黒坂地区から八代町にかけての地区に存在している。

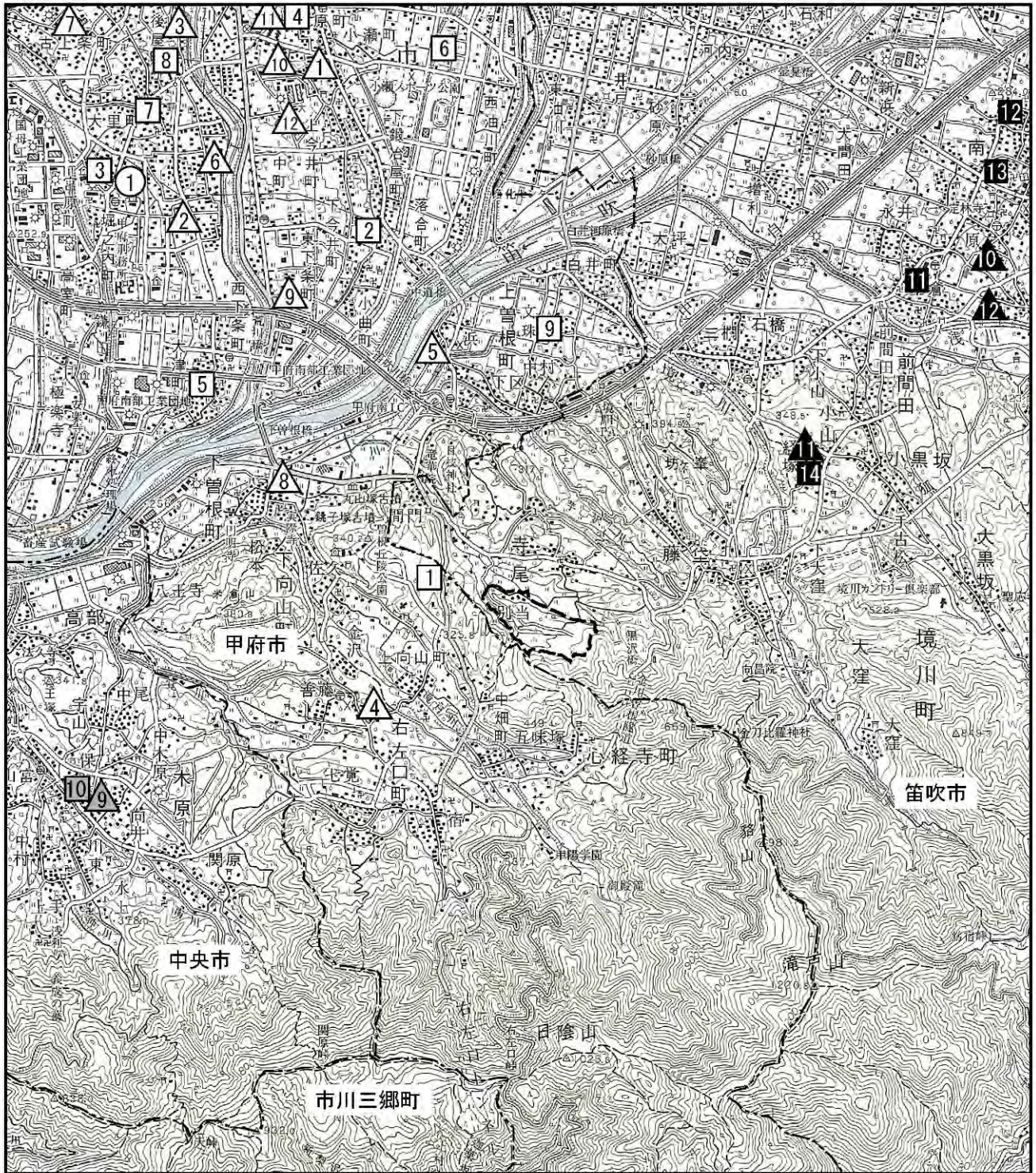
表 3-2-56 対象事象実施区域周辺の病院、福祉施設、文化施設

	分類	番号	名 称	住 所
甲府市	病院	—	—	—
	福祉施設	1	健康の杜センター アネシス	甲府市下向山町 910
		2	中道 YLO 会館	甲府市下向山町 1516-1
		3	上曾根いきいきプラザ	甲府市上曾根町 671-2
文化施設	1	県立考古博物館	甲府市下曾根 923	
笛吹市	病院	1	境川診療所（内科・歯科）	笛吹市境川町石橋 2207
	福祉施設	4	若彦路ふれあいセンター	笛吹市八代町南 544
		5	笛吹市働く婦人の家	笛吹市八代町南 929-4
		6	笛吹市八代福祉センター	笛吹市八代町南 326-1
		7	笛吹市八代児童センター	笛吹市八代町南 545-1
		8	笛吹市八代地域振興交流センター	笛吹市八代町南 4632-1
		9	境川坊ヶ峯ふれあいセンター	笛吹市境川町藤袋 2588
		10	笛吹市境川児童館	笛吹市境川町小黒坂 1652
	文化施設	3	笛吹市八代総合会館	笛吹市八代町南 527
		4	笛吹市境川総合会館	笛吹市境川町三柵 3
5		笛吹市八代郷土館	笛吹市八代町南 796	

注) 施設分類ごとの番号は、図 3-2-28(2) の図中の番号に対応する。

資料) 笛吹市ホームページ : <http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

甲府市ホームページ : <http://www.city.kofu.yamanashi.jp/>



凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	幼稚園
	保育園
	学校
	甲府市
	笛吹市
	中央市



S=1:50000

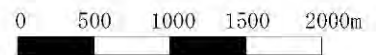
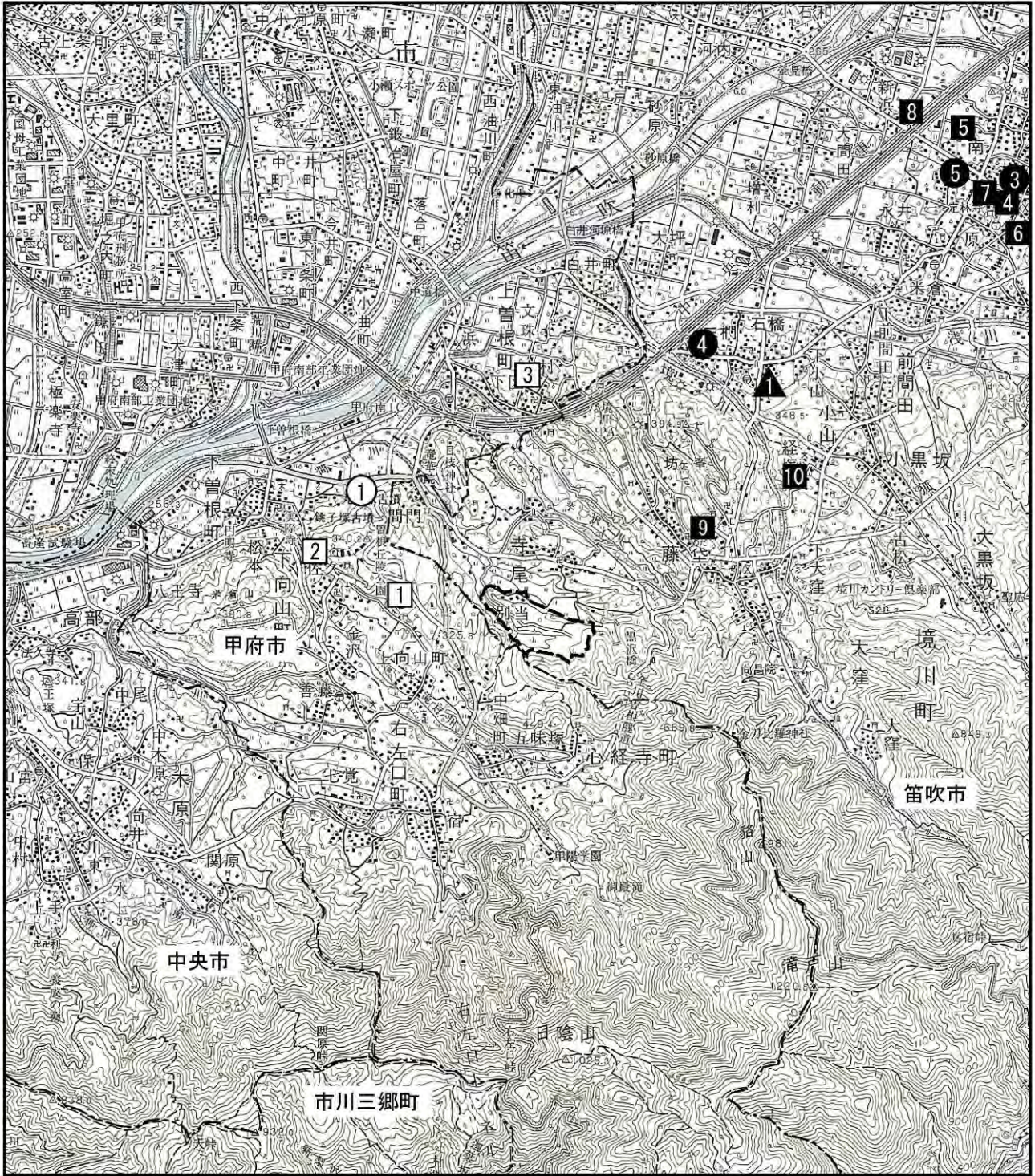


図3-2-28(1) 対象事業実施区域周辺における環境保全についての配慮が特に必要な施設位置図(1)



凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	文化施設
	福祉施設
	病院
	甲府市
	笛吹市

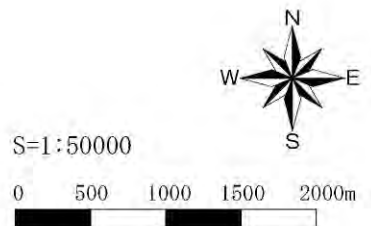


図3-2-28(2) 対象事業実施区域周辺における環境保全についての配慮が特に必要な施設位置図(2)

6) 水利用

(1) 水域利用の状況

対象事業実施区域周辺における水利用の状況を図 3-2-29 に示す。

「山梨地域主要水系 利水現況図（富士川）」（国土庁土地局, 昭和 58 年 3 月）によると、対象事業実施区域の北側端を流れる間門川及び対象事業実施区域内を流れる蟹沢川においては、周辺の水田の農業用水としての取水が行われている。

(2) 地下水の利用状況

「山梨地域主要水系 利水現況図（富士川）」（国土庁土地局, 昭和 58 年 3 月）（図 3-2-29）によると、対象事業実施区域の北側約 1km の位置及び北東側約 1.5km の位置に農業用の深井戸が設置されている。

(3) 漁業権の設定状況

山梨県では、流域、水域毎に全部で 18 の漁業組合が設置されている。対象事業実施区域の北側端を流れる間門川及び対象事業実施区域内を流れる蟹沢川は笛吹川の支流であり、これら支流が合流する笛吹川の中流域に関しては山梨中央漁業協同組合が漁業権者である（表 3-2-57(1)）。

山梨中央漁業組合では、表 3-2-57(2) に示す種に対して漁業権を設定している。

表 3-2-57(1) 漁業組合

平成 22 年 5 月 25 日現在

漁協名	所在地	組合員数
山梨中央	甲府市下飯田 2-8-4	531

資料) 山梨県漁業協同組合連合会ホームページ :

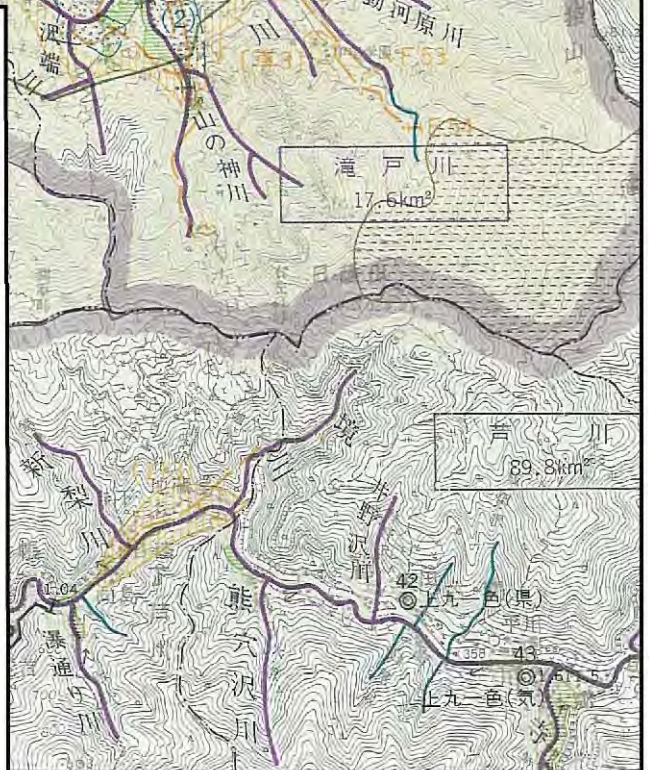
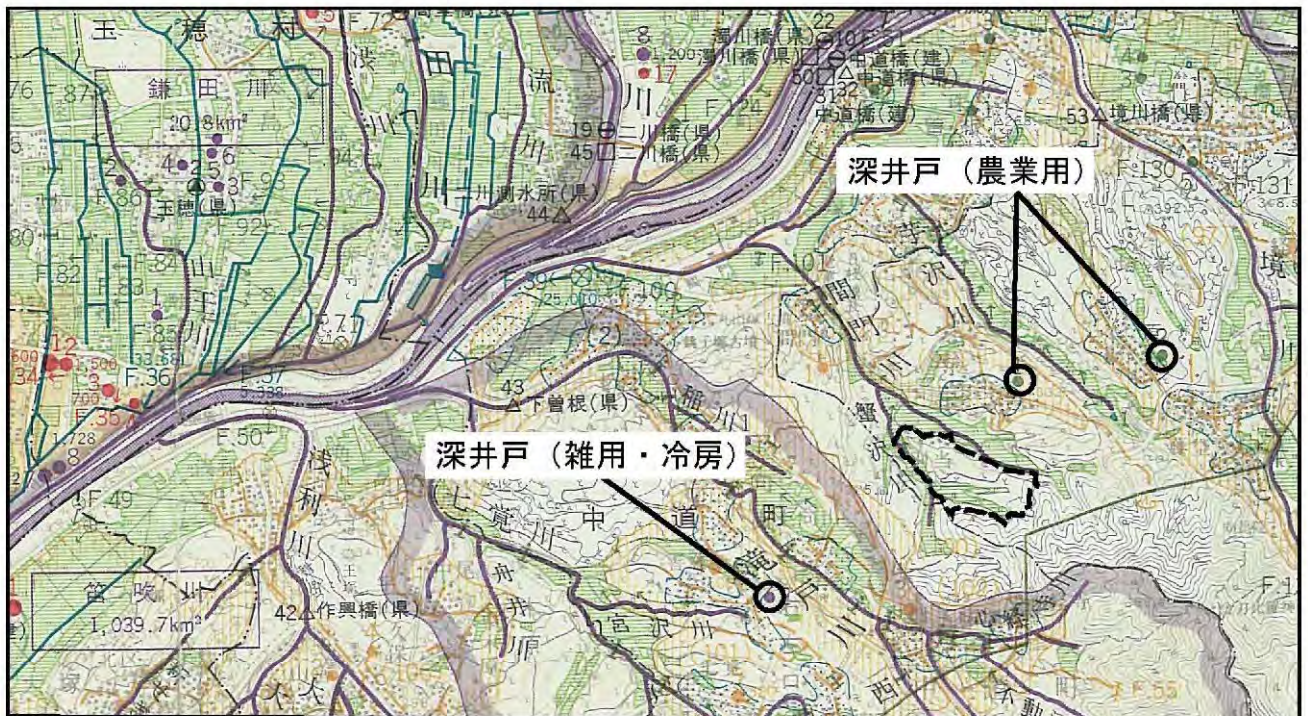
<http://www16.ocn.ne.jp/~ygyoren/index.html>

表 3-2-57(2) 漁業権の設定状況

公示番号	漁協名	漁業権魚種
内共第 2 号	山梨中央	あゆ、やまめ（標準和名あまご）、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、こい、ふな

資料) 山梨県漁業協同組合連合会ホームページ :

<http://www16.ocn.ne.jp/~ygyoren/index.html>



出典) 国土庁土地局：山梨地域主要水系利水現況図土地局（富士川）
昭と58年3月

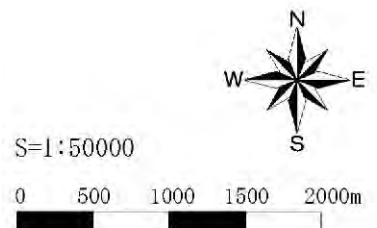


図3-2-29 対象事業実施区域周辺の水利用状況

7) 交通

対象事業実施区域周辺の幹線交通における自動車交通量調査結果を表 3-2-58 に、幹線道路の道路網及び交通量調査地点を図 3-2-30 に示す。

対象事業実施区域内には、北側にある県道鶯宿中道線の支道が通っている。また、対象事業実施区域の西側に一般国道 358 号線が南北に通っており、県道鶯宿中道線が接続している。

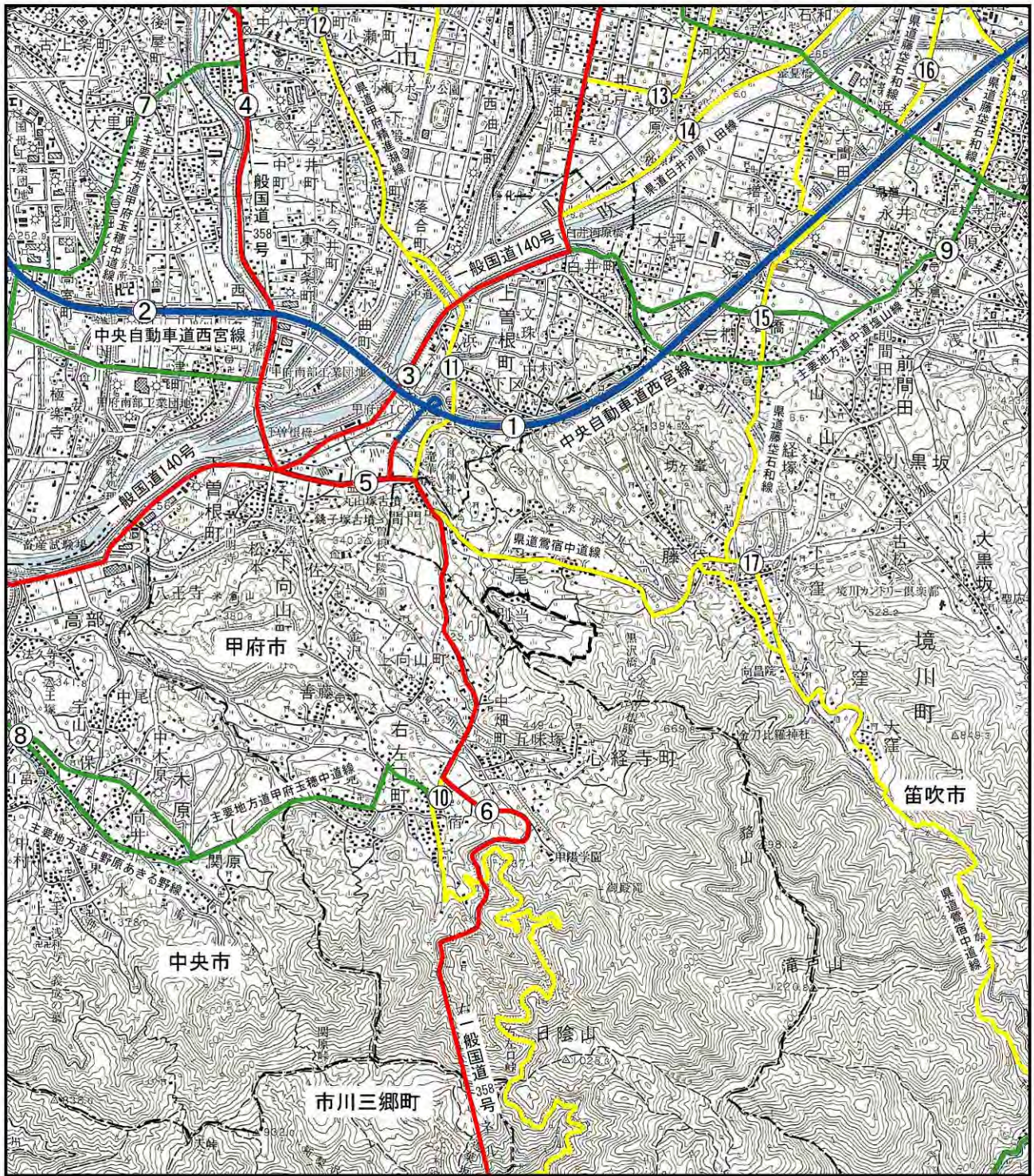
表 3-2-58 対象事業実施区域周辺の自動車交通量調査結果

番号	路線名	区間 番号	観測 地点名	交通量 (台)					
				平日			休日		
				昼間	夜間	合計	昼間	夜間	合計
①	中央自動車道西宮線	11	一宮御坂 IC～ 甲府南 IC 間	22,567	10,037	32,604	26,252	9,590	35,842
②	中央自動車道西宮線	12	甲府南 IC～ 甲府昭和 IC 間	21,304	9,505	30,809	26,129	9,109	35,238
③	一般国道 140 号	1090	甲府市下曾根町 中央道下	12,276	4,297	16,573	10,231	3,172	13,403
④	一般国道 358 号	1124	甲府市上今井町 662	18,076	6,327	24,403	14,069	4,361	18,430
⑤	一般国道 358 号	1123	甲府市下曾根町 923	11,599	4,060	15,659	9,058	2,808	11,866
⑥	一般国道 358 号	41037	————	5,990	2,097	8,087	7,444	2,308	9,752
⑦	主要地方道甲府玉穂中道線	4103	甲府市大里町 2034	9,530	3,336	12,866	6,644	2,060	8,704
⑧	主要地方道甲府玉穂中道線	4104	中央市大鳥居 3621	2,766	996	3,762	3,046	1,185	4,231
⑨	主要地方道中道塩山線	4123	笛吹市八代町永 井 1394-1	3,571	1,286	4,857	1,917	747	2,664
⑩	県道甲府精進湖線	46079	————	107	20	127	122	20	142
⑪	県道川窪猪狩線	46175	————	4620	1155	5,775	3553	673	4,226
⑫	県道甲府精進湖線	6010	甲府市小瀬町 318-1	9,023	2,239	11,262	6,592	1,503	8,095
⑬	県道白井河原八田線	46039	————	6,246	1,562	7,808	4,837	1,642	6,479
⑭	県道白井河原八田線	46132	————	2,971	743	3,714	2,533	583	3,116
⑮	県道藤袋石和線	46052	————	2,656	497	3,153	1,878	299	2,177
⑯	県道藤袋石和線	46053	————	2,656	497	3,153	1,878	299	2,177
⑰	県道鶯宿中道線	66046	(笛吹市境川町 藤袋 2434)	3,001	570	3,571	1,773	284	2,057

資料) 国土交通省道路局：平成 17 年度道路交通センサス, 交通工学研究会, 2005 年

注 1) 観測地点名欄の () 書きは、観測統合区間及び中間中止区間であり平成 11 年度観測時の地点名を示している。

注 2) 交通量・休日の網がけ欄の数値は、実測値ではなく所轄管理者判断による推定値。



凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	高速自動車道
	一般国道
	主要地方道
	一般県道
①	交通量調査地点

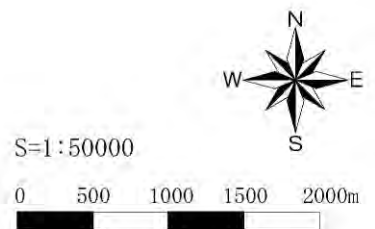


図3-2-30 対象事業実施区域周辺の幹線道路及び交通量調査地点

8) 環境整備

(1) 下水道の整備状況

対象事業実施区域周辺の下水道一般平面図を図 3-2-31 に示す。また、甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市における平成 20 年 3 月末現在の下水道整備状況を表 3-2-59 に示す。

4 市ともに、公共下水道または浄化槽が利用されており、水洗化率は 92%以上と高い。

なお、本事業では施設稼働時のプラント排水(余剰分)、生活排水、最終処分場の浸出水処理水を下水道へ放流する計画であるが、具体的な下水道への放流方法、放流水質については、今後の環境影響評価手続きの中で、峡東流域下水道計画と調整を図った上で定める。

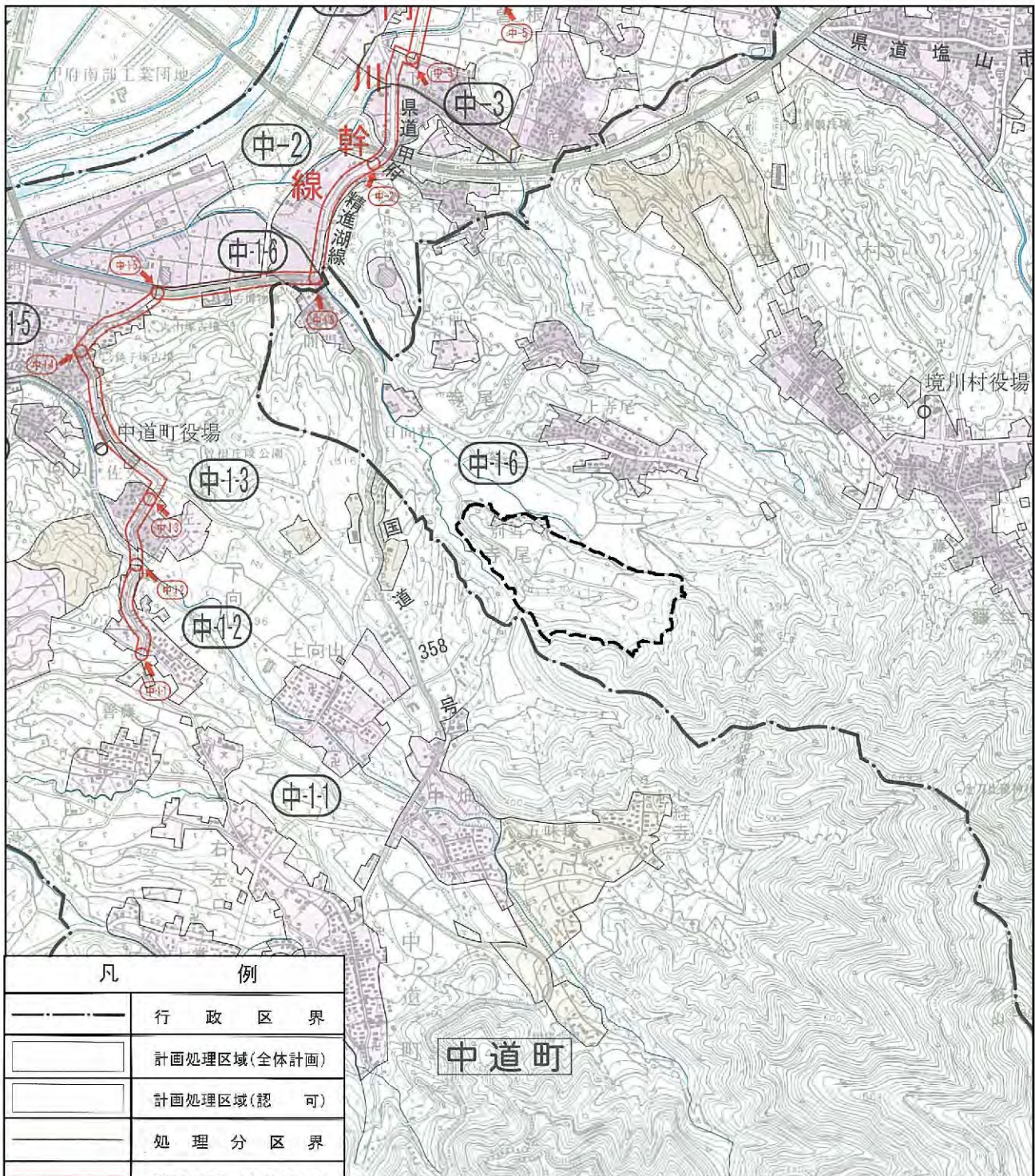
表 3-2-59 下水道整備状況

	総人口 (人)	公共下水道 人口 (人)	コミュニティ プラント人口 (人)	浄化槽人口 (人)	合計 (人)	水洗化率 (%)
甲府市	193,365	170,420	0	19,564	189,984	98.3
笛吹市	71,450	29,586	0	41,534	71,120	99.5
山梨市	38,551	11,755	0	24,050	35,805	92.9
甲州市	36,204	14,042	0	21,312	35,354	97.7

注 1) 平成 22 年 8 月末現在の値

注 2) 浄化槽とは、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の合計値。

資料) 山梨県森林環境部：平成 20 年度 山梨の一般廃棄物（平成 20 年度一般廃棄物処理事業実態調査のまとめ），平成 22 年 9 月



凡 例	
— — — — —	行政区界
□	計画処理区域(全体計画)
□	計画処理区域(認可)
— — — — —	処理分区界
====	流域幹線(全体計画)
T	処理場
P	ポンプ場
⊕	マンホールポンプ
□→	流量計
○←	関連公共接続点
—	河 川
A-Ⅰ	水質環境基準
↑	放流地点
○	対象事業実施区域

注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
 出典) 山梨県釜無川流域下水道事務所：峡東流域下水道一般平面図,平成16年3月

図3-2-31 下水道一般平面図

(2) 上水道の普及状況

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市における平成 21 年度の水道給水普及状況を表 3-2-60 に示す。

「山梨県の水道」(山梨県福祉保健部衛生薬務課)によると、4 市とも上水道の普及率は 95%以上と高い。

表 3-2-60 水道給水普及状況

地 域	行政区域内総人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
甲府市	198,445	235,868	197,882	99.7%
笛吹市	72,091	78,827	71,544	99.2%
山梨市	38,340	45,318	37,519	97.9%
甲州市	35,594	45,730	34,021	95.6%

注) 普及率は、現在給水人口を行政区域内人口で除して%表示とした値。

上記値は上水道、簡易水道、専用水道を合計した値。

資料) 山梨県ホームページ: 「山梨県の水道」平成 21 年度水道の統計

(3) 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の状況

① 一般廃棄物処理施設の状況

「平成 20 年度 山梨の一般廃棄物」（山梨県森林環境部, 平成 22 年 9 月）によると、平成 21 年 3 月現在、山梨県内には、一般廃棄物処理を行っている一部事務組合は 9 団体あり、そのうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に関連するものは表 3-2-61 に示すとおりである。

表 3-2-61 一般廃棄物の処理を行う一部事務組合

	一部事務組合名	構成市町村
ごみ	東山梨環境衛生組合	山梨市、笛吹市、甲州市
	青木が原ごみ処理組合	笛吹市、中央市、富士河口湖町、鳴沢村
	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市
し尿	青木ヶ原衛生センター	富士河口湖町、鳴沢村

資料) 山梨県森林環境部：山梨の一般廃棄物（平成 20 年度一般廃棄物処理事業実施調査のまとめ），平成 22 年 9 月

注) 市町村名は、平成 21 年 3 月現在の名称。

(ア) ごみ焼却施設

平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、ごみ焼却施設が 10 施設あり、施設規模は全体で 1,239 トン/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは表 3-2-62 に示す 3 施設である。

表 3-2-62 ごみ焼却施設

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村	施設規模 (t/日)	燃焼形式	炉型式	炉数	運転開始年月
甲府市	環境センター 附属焼却工場	甲府市上町	甲府市(笛吹市、甲州市) : 1 市 (2 市)	360	全連続	流動床	3	H7.9
山梨市	環境センター ごみ焼却場	山梨市南	山梨市 : 1 市	35	機械化 バッチ	ストーカ	2	S60.4
東山梨 環境衛生 組合	東山梨環境衛 生センター	山梨市牧丘 町成沢	山梨市 笛吹市 甲州 市 : 3 市	25	機械化 バッチ	ストーカ	2	H8.4

資料) 山梨県森林環境部：山梨の一般廃棄物（平成 20 年度一般廃棄物処理事業実施調査のまとめ），平成 22 年 9 月

注) 構成市町村の () の市町村は、処理委託市町村を示す。市町村名は、平成 22 年 8 月現在の名称。

(イ)粗大ごみ処理施設

平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、粗大ごみ処理施設が 3 施設あり、施設規模は全体で 145 トン/日である。このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは表 3-2-63 に示す 1 施設である。

表 3-2-63 粗大ごみ処理施設

設置主体	施設所在地	構成市町村	施設規模 (t/日)	処理方式	選別数	建設工期 (年度)
甲府市	甲府市上町	甲府市 (笛吹市) : 1 市 (1 市)	100	併用*	5	H3~5

※びん類手選別ライン、缶類圧縮機を併用

資料) 山梨県森林環境部：山梨の一般廃棄物 (平成 20 年度一般廃棄物処理事業実施調査のまとめ), 平成 22 年 9 月

注) 構成市町村の () の市町村は、処理委託市町村を示す。市町村名は、平成 22 年 8 月現在の名称。

(ウ)資源化等を行う施設

平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、資源化等を行う施設 (資源ごみを選別、回収・資源化する施設) が 6 施設あり、このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、表 3-2-64 に示す 1 施設である。

表 3-2-64 資源化等を行う施設

設置主体	施設所在地	構成市町村	施設規模 (t/日)	選別数	建設工期 (年度)
青木ヶ原ごみ処理組合	南都留郡富市 河口湖町	笛吹市、中央市、富士河口 湖町、鳴沢村	10	5	S48~50

資料) 山梨県森林環境部：山梨の一般廃棄物 (平成 20 年度一般廃棄物処理事業実施調査のまとめ), 平成 22 年 9 月

(エ)ごみ固形燃料化施設

平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、ごみ固形燃料化施設 (可燃ごみや廃プラスチックなどを乾燥、圧縮等することにより固形燃料化する施設 [RDF 化施設]) が 1 施設あるが、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものはない。

(オ)埋立処分地施設

平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、埋立処分地施設 (一般廃棄物を最終処分する施設) が 4 施設あり、埋め立て容量は全体で 250,500 m³ である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、表 3-2-65 に示す 3 施設であるが、既に全ての施設の埋立が完了している。

表 3-2-65 埋立処分地施設

設置 主体名	施設 所在地	構成 市町村	処理能力		処理方式		埋立終了 年度
			埋立容量 (埋立面積)	浸出水 処理施設	埋立方式	浸出水 処理方式	
甲府市	甲府市 小曲町	甲府市 : 1 市	95,400m ³ (14,400m ²)	50m ³ /日	準好気性 埋立	接触ばっ気法	H7 年度末
	甲府市 増坪町	甲府市 (笛吹市 (旧 石和町) : 1 市 (1 市)	47,900m ³ (12,870m ²)	40m ³ /日	準好気性 埋立	回転円板	H13.5
	甲府市 西高橋	甲府市 : 1 市	58,800m ³ (13,300m ²)	35m ³ /日	準好気性 埋立	高度処理 (活性炭吸着、 キレート吸着)	H22.3

資料) 山梨県森林環境部：山梨の一般廃棄物 (平成 20 年度一般廃棄物処理事業実施調査のまとめ), 平成 22 年 9 月

注) 市町村名は、平成 22 年 8 月現在の名称。

(カ) し尿処理施設

平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、し尿処理施設が 14 施設あり、施設規模は全体で 798 kl/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは表 3-2-66 に示す 5 施設である。

表 3-2-66 し尿処理施設

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村	処理規模 (kl/日)	処理方式	運転開始年月	汚泥の処理
甲府市	衛生センター	甲府市小曲町	甲府市 (笛吹市) : 1 市 (1 市)	100	二段活性 + 高度処理	H1.4	焼却 + 農地還元
甲州市	衛生センターし尿処理場	甲州市塩山千野	甲州市 : 1 市	20	標準脱窒	H15.4	堆肥化 (生ゴミ 50 kg/日)
山梨市	環境センターし尿処理場	山梨市南	山梨市 : 1 市	45	二段活性	S58.4	焼却
笛吹市	クリーンセンター	笛吹市石和町砂原	笛吹市 : 1 市	40	消化	S52.3	脱水
青木ヶ原衛生センター	衛生センター	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原	富士河口湖町、鳴沢村 (笛吹市、甲州市、中央市、道志村) : 1 町 1 村 (3 市 1 村)	50	嫌気性	S46.12	脱水

資料) 山梨県森林環境部：山梨の一般廃棄物 (平成 20 年度一般廃棄物処理事業実施調査のまとめ)、平成 22 年 9 月注) 構成市町村の () の市町村は、処理委託市町村を示す。市町村名は、平成 22 年 8 月現在の名称。

② 産業廃棄物処理施設の状況

「平成 21 年度山梨県産業廃棄物実態調査 (平成 20 年度実績) 結果」(山梨県森林環境部環境整備課、平成 22 年 2 月)によると、山梨県内から排出される産業廃棄物の量は、平成 20 年度で 157 万 1 千トンと推定されている。山梨県の平成 15 年度及び平成 20 年度における産業廃棄物の排出量等は表 3-2-67 に示すとおりであり、排出量は、5 年間で約 14 万トン減少している。

産業廃棄物の内容は、砂利の洗浄や工場排水の中和、下水処理などに伴う汚泥が 92 万 4 千トンとほとんどで、次いで建設現場から出るがれき類、金属くず、廃プラスチック類などとなっている。

これら産業廃棄物は、排出事業者自らあるいは専門の処理業者により、極力資源として再生利用され、それ以外のものは破碎、圧縮、焼却などの中間処理による減量化後に埋立て処分される。

山梨県内には産業廃棄物の最終処分場は安定型の処分場が一ヶ所、管理型の処分場が一ヶ所あるが、産業廃棄物の最終処分量は平成 20 年度で 14 万 4 千トンと推計されており、そのうち 11 万 9 千トンが事業者により自家処理され、残り 2 万 4 千トンのほとんどが、処理業者によって県外に運ばれ最終処分されている。

表 3-2-67 産業廃棄物の排出量等 (山梨県)

単位：万トン

項目	平成 15 年度	平成 20 年度
排出量	171.3	157.1
再生利用量	74.0	66.8
減量化量	74.0	75.1
最終処分量	22.4	14.4
その他	0.8	0.8

資料) 山梨県森林環境部環境整備課：平成 21 年度山梨県産業廃棄物実態調査 (平成 20 年度実績) 結果、平成 22 年 2 月

9) 関係法令等の指定、規制等

(1) 関係法令による指定地域、地区の指定状況

対象事業実施区域における環境の保全を目的とする法令等に基づく地域・区域等の指定状況を表3-2-68に示す。これによると、対象事業実施区域及び周辺は、次の法令による地域・区域等の指定がなされている。

① 都市計画法

本法は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

対象事業実施区域を含む笛吹市全域は、都市計画区域に指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺は用途地域の指定はない(図3-2-32(1))。

② 農業振興地域の整備に関する法律

本法は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域についてその地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としている。

対象事業実施区域及び周辺は、農業振興地域(農用地区域)に指定されている(図3-2-32(1))。

③ 国土利用計画法

本法は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。

対象事業実施区域内の中央部の大半及び対象事業実施区域の周辺(北側)は、農業地域(農用地区域)に指定されている(図3-2-33)。

④ 河川法

本法は、河川について「水系一貫管理の原則」による治水・利水の総合管理を行い、国土の保全と開発に寄与することで公共の安全を保持し、かつ公共の福祉を増進することを目的としている。

対象事業実施区域を流れる蟹沢川及び、対象事業実施区域の北側端を流れる間門川は河川区域に指定されている(図3-2-32(1))。

⑤ 土砂災害防止法

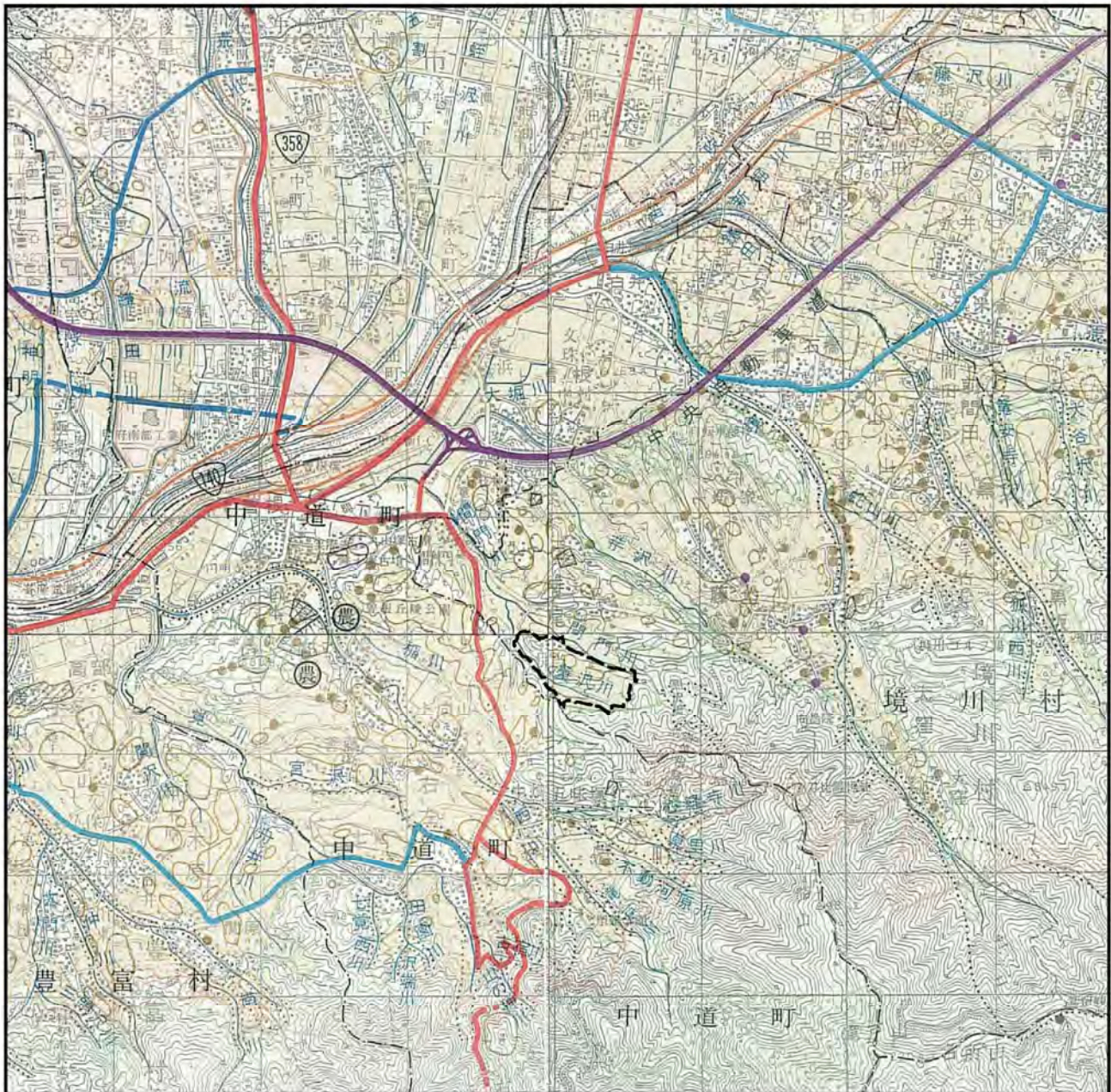
土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを目的としている。

対象事業実施区域北西側に土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)及び土砂災害警戒区域(地滑り)が、対象事業実施区域及び周辺を流れる間門川、蟹沢川周辺は土砂災害特別警戒区域(土石流)に指定されている(図3-2-32(2))。

表 3-2-68 法令等に基づく主な地域・地区等の指定状況

区分	法令	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業 実施区域	周辺
自然環境	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×
	自然公園法	国立公園、国定公園	×	×
	山梨県立自然公園条例	県立自然公園	×	×
	やまなしの歴史文化公園に関する条例	歴史文化公園（心のふるさと境川） ※位置は、図 3-2-18 参照。	×	○
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特別保護区、銃猟禁止区域、鉛散弾規制区域、休猟区	×	×
	森林法	地域森林計画対象民有林、保安林	×	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	山梨県自然環境保全条例	自然環境保全地区	×	×
土地利用	都市計画法	都市計画区域	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	○
	国土利用計画法	農業地域	○	○
防災	河川法	河川区域	○	○
	砂防法	砂防指定地	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域等	○	○
文化財	文化財保護法等に基づく指定文化財	重要文化財、登録有形文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区	×	×
景観	山梨県景観条例	景観形成地域	×	×

注) 指定の有無は、平成 23 年 6 月現在。



出典) 山梨県：山梨県土地利用規制等現況図, 平成7年3月

注1) 平成16年10月12日, 平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。

注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。

凡 例

地域 個別規制法による規制区分等	都市地域		農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域		行政境界(市町界、村界)
	都市計画区域	市街化調整区域	市街化調整区域	農用地	国土	特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区	
記号および図様											

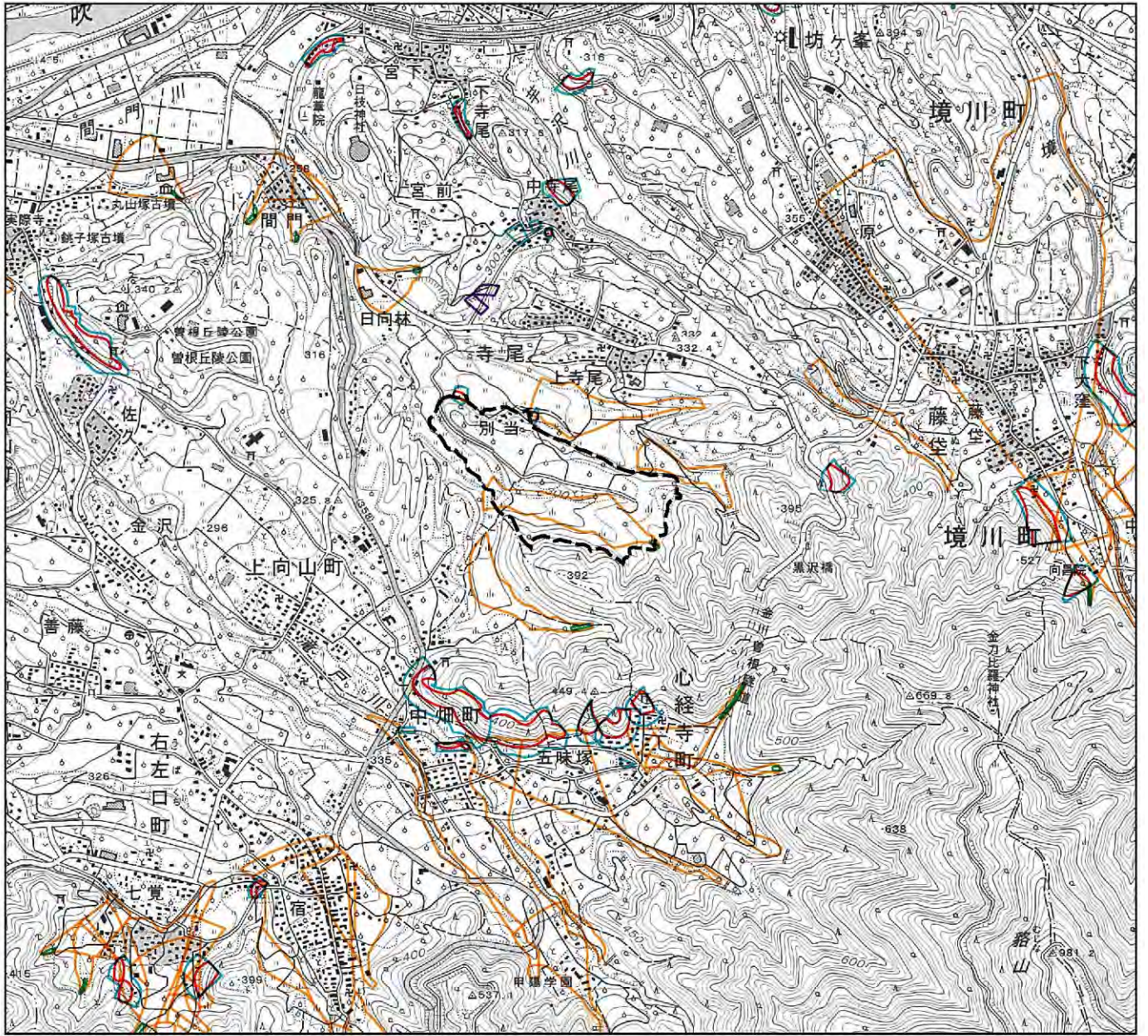
対象事業実施区域

S=1:50000

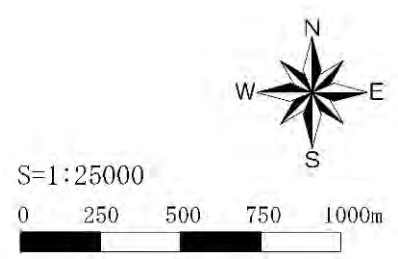
0 500 1000 1500 2000m



図3-2-32(1) 土地利用規制等現況図

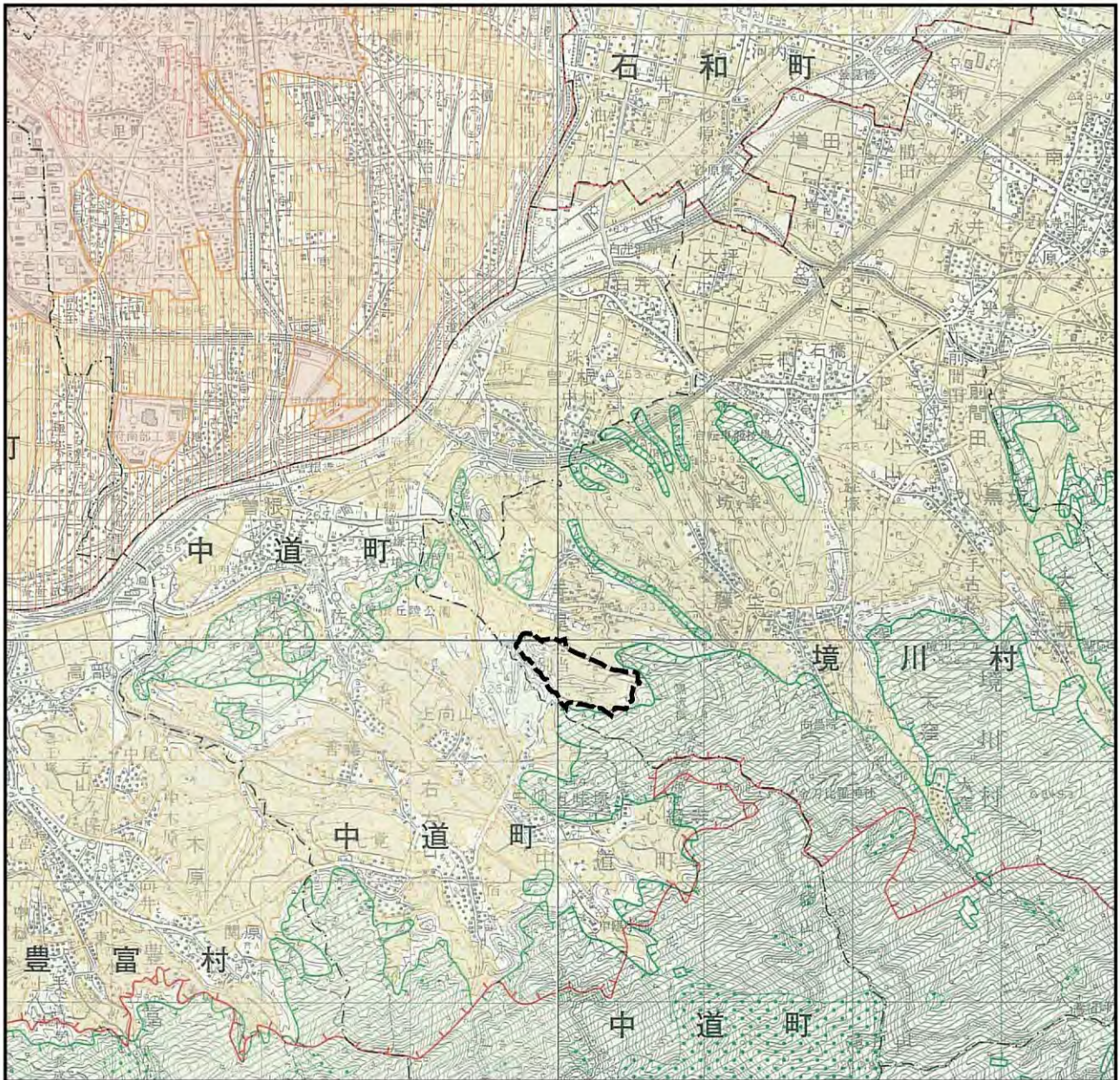


凡 例	
	対象事業実施区域
	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
	土砂災害特別警戒区域（土石流）
	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
	土砂災害警戒区域（土石流）
	土砂災害警戒区域（地滑り）



出典) 土砂災害警戒区域等マップ (<http://www.sabomap.jp/yamanashi/>)
 (平成 23 年 6 月 1 日現在)

図 3-2-32(2) 土地利用規制現況図



出典) 山梨県：山梨県土地利用基本計画図, 平成13年3月

注1) 平成16年10月12日, 平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。

注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。

凡 例

五 地 域	参 考 表 示	記 号
都 市 地 域		
	市 街 化 区 域	
	市 街 化 調 整 区 域	
	そ の 他 都 市 計 画 区 域 に お け る 用 途 地 域	
農 業 地 域		
	農 用 地 区 域	
森 林 地 域		
	国 有 林	
	地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林	
	保 安 林	

五 地 域	参 考 表 示	記 号
自 然 公 園 地 域		
	特 別 地 域	
	特 別 保 護 地 区	
自 然 保 全 地 域		
	特 別 地 区	

対象事業実施区域



S=1:50000

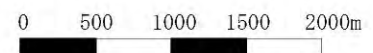


図3-2-33 土地利用基本計画図

(2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

公害の防止に係る基準としては、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく環境基準(人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)や、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)等の各法律及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」(山梨県条例第12号)に基づく規制基準等がある。

法令等に基づく主な規制基準等の適用状況を表3-2-69に示す。

表3-2-69 法令に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令		規制基準等	事業との関連性
大気汚染	環境基本法		環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準、排出基準	○
	大気汚染防止法		排出基準 (硫黄酸化物、窒素酸化物、はいじん、塩化水素)	○
	山梨県生活環境の保全に関する条例		規制基準(ばい煙)	×
			規制基準(粉じん)	×
		緊急時の措置	×	
騒音	環境基本法		環境基準	○ ^{注1)}
	騒音規制法		規制地域・規制基準(特定工場等、特定建設作業)	○
			自動車騒音の要請限度	○ ^{注1)}
	山梨県生活環境の保全に関する条例		規制基準(特定工場等)	○
			設置の届出(特定施設、特定建設作業)	○
甲府市環境保全条例		規制基準(特定施設)	○	
笛吹市騒音防止条例		拡声放送の届出、拡声器の設置制限等	×	
振動	振動規制法		規制地域・規制基準(特定工場等、特定建設作業)	○
			自動車振動の要請限度	○ ^{注1)}
悪臭	悪臭防止法		規制地域・規制基準(敷地境界線、排出口、排水水)	○
水質	環境基本法	水質	環境基準(生活環境項目)	○
			環境基準(健康項目)	○
		地下水水質	環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準、排水基準	○
	水質汚濁防止法		排水基準(一律排水基準)	×
	山梨県生活環境の保全に関する条例		排水基準(上乗せ基準)	×
			汚水に係る規制基準	×
下水道法及び笛吹市下水道条例		排除基準	○	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令)		排水基準	×	
底質	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準	×
土壌汚染	環境基本法		環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準	○
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律		農用地土壌汚染対策地域	×
	土壌汚染対策法		指定区域	×
日照障害	建築基準法		日影による中高層の建築物の高さの制限	×
地盤沈下	工業用水法		指定地域	×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律		指定地域	×
	山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱		指導基準、指導手順	○
	笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例		採取許可の申請、許可の基準	○

注1) 工事中の資機材等運搬車両及び供用時の廃棄物運搬車両の走行に伴うもの

① 大気汚染

(ア) 環境基準等

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は表 3-2-70 に示すとおりであり、全国一律に定められている。ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」第 7 条の規定に基づき、大気汚染に係るダイオキシン類の環境基準が表 3-2-71 のように定められている。また、平成 21 年に表 3-2-72 に示す微小粒子状物質に係る環境基準が設定されている。

表 3-2-70 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法	告示
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	昭和 48 年 5 月 16 日 環境庁告示第 35 号
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法	昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	平成 9 年 2 月 4 日 環境省告示第 4 号
トリクロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	平成 9 年 2 月 4 日 環境省告示第 4 号
テトラクロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	平成 9 年 2 月 4 日 環境省告示第 4 号
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	平成 13 年 4 月 20 日 環境省告示第 30 号

- 備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシセチルレート、その他光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
 3. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
 4. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域にあつては、1 時間値の 1 日平均値 0.06ppm が達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として 7 年以内とする。また、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをなさないよう努めるものとする。
 5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 3-2-71 ダイオキシン類（大気）に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考) 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 基準値は年平均値とする。

表 3-2-72 微小粒子状物質に係る環境基準

平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考) 1. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

また、大気中炭化水素濃度の指針（表 3-2-73）は、光化学オキシダントの環境基準を達成するうえで必要とされる炭化水素の排出抑制のための行政上の目標として、中央公害対策審議会が示したものである。

表 3-2-73 光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

昭和 51 年 8 月 17 日 環大企第 220 号

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値の 0.06ppm に対応する午前 6 時から午前 9 時までの非メタン炭化水素 3 時間平均値は 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。	ガスクロ分離 FID 検出器による直説法又は全炭化水素とメタンの差量法

(イ) 規制基準

ア) 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」に基づき、同法に定めるばい煙発生施設及び粉じん発生施設に対して規制が行われている。

対象事業において計画されている廃棄物焼却炉は、「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設に該当する。廃棄物焼却炉について、「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設の排出基準は表 3-2-74 に示すとおりである。

表 3-2-74 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の排出基準（廃棄物焼却炉抜粋）

昭和 46 年 6 月 22 日 厚生省・通産省令第 1 号

物質名	ばい煙発生施設		排出基準
硫黄酸化物	政令で定める地域ごとに設定される K の値を一定の算式に代入して、ばい煙発生施設の排出口の高さに応じて算出される 1 時間あたりの硫黄酸化物の排出量として定められている。(K 値規制方式と呼ばれるもので K の値が小さいほど規制が厳しい。) $q = K \times 10^{-3} He^2$ q : 硫黄酸化物の量 (Nm ³ /h) K : K 値(地域別に定める定数) He : 排出口の高さ(大気汚染防止法施行規則の定めに従って補正された値)		山梨県 : K 値 17.5
ばいじん	廃棄物焼却炉 (新設)	処理能力 4t/h 以上	0.04g/Nm ³
		処理能力 2t/h 以上 4t/h 未満	0.08g/Nm ³
		処理能力 2t/h 未満	0.15g/Nm ³
窒素酸化物	①浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉に限る)	最大排ガス量 4 万 Nm ³ /h 以上	450ppm
		最大排ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満	450ppm
	②特殊廃棄物焼却炉 (連続炉に限る)	最大排ガス量 4 万 Nm ³ /h 以上	250ppm
		最大排ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満	700ppm
	③廃棄物焼却炉 (連続炉①、②以外)	最大排ガス量 4 万 Nm ³ /h 以上	250ppm
		最大排ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満	250ppm
④廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	最大排ガス量 4 万 Nm ³ /h 以上	250ppm	
塩化水素	廃棄物焼却炉		700mg/Nm ³

備考) 1. 対象となる施設は、火格子面積 2m² 以上又は焼却能力 200kg/h 以上の施設。

イ) ダイオキシソ類対策特別措置法

ダイオキシソ類については、「ダイオキシソ類対策特別措置法」に基づき同法に定める特定施設に対して規制が行われている。

「ダイオキシソ類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉に対して表 3-2-75 に示す大気排出基準が設定されており、「ダイオキシソ類対策特別措置法」における廃棄物焼却炉の対象規模又は能力は、火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上であることとしている。

表 3-2-75 廃棄物焼却炉に対するダイオキシソ類の大気排出基準

平成 11 年 12 月 27 日政令第 433 号

施設の種類	新設施設の排出基準	
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	0.1ng-TEQ/Nm ³
	2t/h 以上、4t/h 未満	1ng-TEQ/Nm ³
	2t/h 未満	5ng-TEQ/Nm ³

備考) 1. 対象となる施設は、火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上とする。

ウ) 山梨県生活環境の保全に関する条例

「山梨県生活環境の保全に関する条例」では、表 3-2-76 に示すばい煙及び粉じんに係る指定工場、特定施設に対し、規制基準を設定しているが、対象事業は指定工場、特定施設に該当しない。

なお、「山梨県生活環境の保全に関する条例」では、指定工場等のばい煙等の排出に対し、表 3-2-77 に示す場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められる場合には、ばい煙等の排出量の減少その他必要な措置を講じることが定められている。

表 3-2-76 ばい煙及び粉じんに係る指定工場、特定施設(山梨県生活環境の保全に関する条例)

昭和 51 年 3 月 16 日 山梨県規則 9 号

項目	対象	内容
ばい煙	指定工場	大気汚染防止法施行令(昭和 43 年政令第 329 号)別表第 1 の 14 の項から 26 の項までの中欄に掲げる施設であって、その規模がそれぞれ当該各項の下欄に該当するものを有する工場又は事業場 大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設及び別表第 2 の 1 に掲げる施設(専ら非常時に用いられるものを除く。以下「ばい煙発生施設等」という。)の燃料の燃焼能力の総合計が重油換算 1 時間当たり 1,500ℓ以上の工場又は事業場
	特定施設	廃棄物焼却炉(焼却能力が 1 時間当たり 100kg 以上 200kg 未満又は火格ごう子面積が 1m ² 以上 2m ² 未満のものに限る。)
粉じん	特定施設	繊維製品の製造又は加工の用に供する製綿施設

表 3-2-77 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく緊急時の措置

物質	内容
硫酸化合物	1. 一時間値百万分の〇・五以上である大気汚染状態が三時間継続した場合 2. 一時間値百万分の〇・七以上である大気汚染状態が二時間継続した場合
浮遊粒子状物質	大気中における量の一時間値が一立方メートルにつき三・〇ミリグラム以上である大気汚染状態が三時間継続した場合
一酸化炭素	一時間値百万分の五〇以上である大気汚染状態になった場合
二酸化窒素	一時間値百万分の一以上である大気汚染状態になった場合
オキシダント	一時間値百万分の〇・四以上である大気汚染状態になった場合

② 騒音

(ア) 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は表 3-2-78 に示すとおりである。

環境基準は類型指定された地域に対して、類型毎の基準が適用される。対象事業実施区域は地域の類型指定はない。

表 3-2-78 騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の 類型	時間 の 区 分		該 当 地 域
	昼 間	夜 間	
AA	50 デシベル 以下	40 デシベル 以下	表 3-2-79 に示す地域類型の当てはめに準 ずる。
A 及び B	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	
C	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下	

- 備考) 1. 時間区分は次のとおりとする。
 昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時
 2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

地 域 の 区 分	時間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

- 備考) 1. 時間区分は次のとおりとする。
 昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時
 2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道等
 3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下の通りとする。
 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15m まで
 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20m まで

表 3-2-79 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

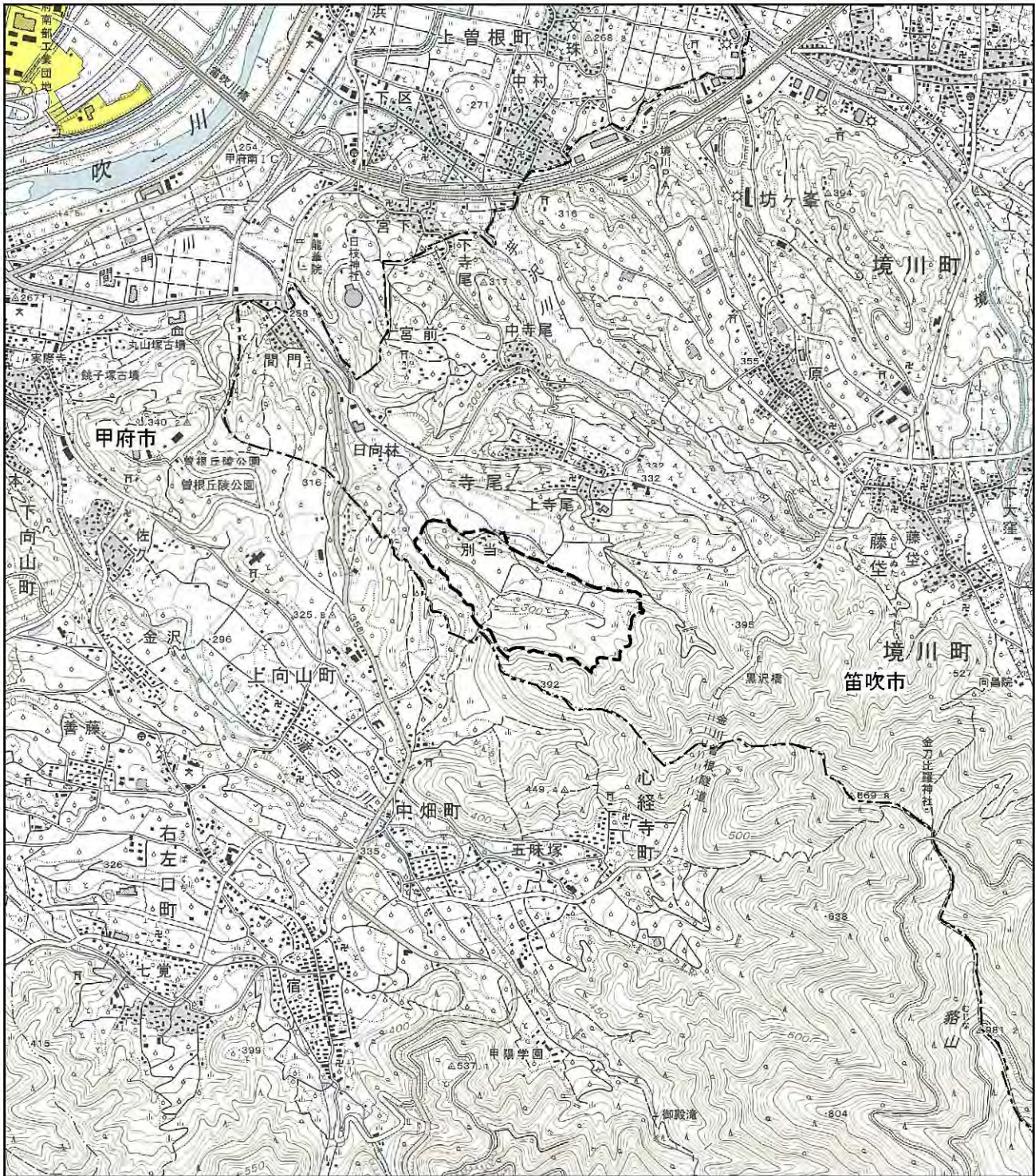
平成 7 年 8 月 31 日山梨県告示第 368 号

市町村名	地 域			備考
	A 類型	B 類型	C 類型	
甲府市、 笛吹市	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 特別工業地区 特別業務地区	地域類型の指定状況は図 3-2-34 を参照。

注) 都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区については、B 類型から除き、C 類型とする。

備考) 1. A 類型、B 類型及び C 類型とは、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の第 1 の表に掲げる類型を示す。

2. この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいう。



凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	A 類型
	B 類型
	C 類型

※ 図中の範囲には、A 類型、B 類型の指定地域はない。

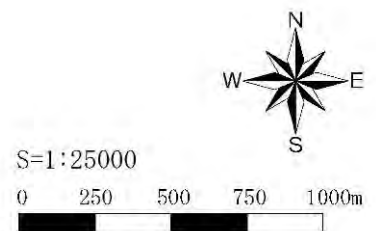


図3-2-34 対象事業実施区域周辺における騒音に係る環境基準の類型指定状況

(イ) 規制基準

ア) 騒音規制法

ア 特定施設

施設の稼働に係る騒音については、表 3-2-80 に示す「騒音規制法」に基づき定められる特定施設に対して表 3-2-81 に示すとおり規制地域の区分毎に規制されている。

対象事業実施区域及びその周辺は、図 3-2-35 に示すとおり規制地域（第二種区域）に指定されている。

表 3-2-80 騒音規制法に定める特定施設

騒音規制法施行令（昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号）

施設、規模・能力
金属加工機械 ・圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上) ・製管機械 ・ベンディングマシン(ロール式で、原動機の定格出力が 3.75kw 以上) ・液圧プレス(矯正プレスを除く) ・機械プレス(呼び加圧能力が 294kN 以上) ・せん断機(原動機の定格出力が 3.75kw 以上) ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン ・ブラスト(タンブラスト以外のもので、密閉式を除く) ・タンブラー ・切断機(といしを用いるものに限る)
空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上)
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上)
織機(原動機を用いるものに限る)
建設用資材製造機械 ・コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。) ・アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)
穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
木材加工機械 ・ドラムバーカー ・チップパー(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。) ・碎木機 ・帯のこ盤(製材用は原動機の定格出力が 15kw 以上、木工用は原動機の定格出力が 2.25kw 以上) ・丸のこ盤(製材用は原動機の定格出力が 15kw 以上、木工用は原動機の定格出力が 2.25kw 以上) ・かんな盤(原動機の定格出力が 2.25kw 以上)
抄紙機
印刷機械(原動機を用いるものに限る)
合成樹脂用射出成形機
鋳造型機(ジョルト式のものに限る)

表 3-2-81 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音に関する基準

昭和 52 年 2 月 17 日 山梨県告示第 66 号

区域の区分		時間の区分		
		昼 間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から午前 8 時まで、午後 7 時から午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
第一種区域	地域の当てはめ	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	は図 3-2-35 の色分けによって指定。	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域		65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域		70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- 備考) 1. この規制基準を適用する地域及び区域は、図 3-2-35 に着色された部分とする。
 2. 第二種区域、第三種区域及び第四種区域に所在する以下の施設
 (1) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校
 (2) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 7 条第 1 項に規定する保育所
 (3) 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
 (4) 図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館
 (5) 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 2 に規定する特別養護老人ホーム) の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準は、それぞれこの表に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

イ 特定建設作業

建設作業については、「騒音規制法」に基づく特定建設作業 (表 3-2-82) に係る規制があり、表 3-2-83 に示すとおり規制地域の区分毎に規制されている。

対象事業実施区域及びその周辺は、図 3-2-35 に示すとおり規制地域 (第 1 号区域) に指定されている。

表 3-2-82 特定建設作業の概要 (騒音規制法)

昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号

作 業 内 容
1. くい打機 (もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業 (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
4. 空気圧縮機 (電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5. コンクリートプラント (混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント (混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6. バックホウ (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。) を使用する作業
7. トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。) を使用する作業
8. ブルドーザー (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。) を使用する作業